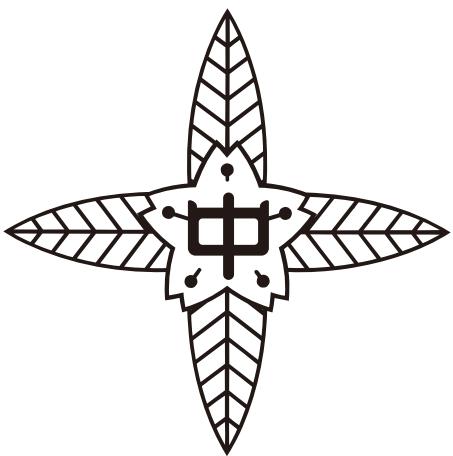


令和6年度

入学の手引き



日本大学三島中学校

〒411-0033 静岡県三島市文教町2丁目31番145号
TEL (055) 988-3500 FAX (055) 988-3517
<https://www.mishima.hs.nihon-u.ac.jp/>

Nihon University
Mishima High School

教 育 方 針

本校は「日本大学の教育の目的および使命」に基づき、豊かな自然環境と恵まれた教育環境の中で、教育理念である「自主創造」の精神を育み、世界の進展に適応し、「自由と規律」を重んじ、世界の平和と人類の福祉に貢献する人間を育成することを教育の基本方針とする。

教 育 目 標

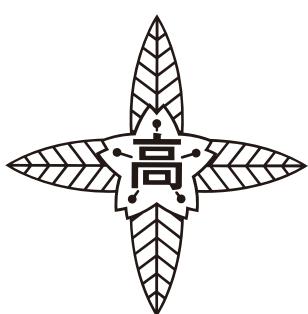
- 1 自主協同の精神を養い、心身ともに健康な人間を育成する。
- 2 広く世界の文化を学び、文化的創造力溢れる人間を育成する。
- 3 豊かな教養を身に付け、真理と平和を愛する人間を育成する。

中学校教育の目標

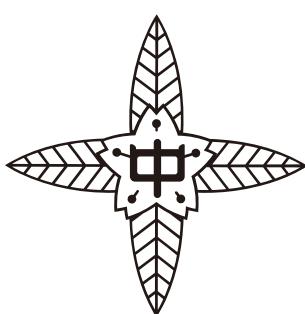
国際社会において、指導的立場で活躍できる人材を育てる。

- 1 基礎学力の定着および学力の向上を目指すとともに、表現力・行動力を身につける。
- 2 自主的な学びの習慣を身につけ、知的好奇心を養う。
- 3 特別活動・部活動などを通じ、コミュニケーション能力を高め、学校生活を楽しく有意義に過ごす。
- 4 各種体験学習を通じて情操を高め、集団の中でのルール・マナー・エチケットとともに感謝の気持ちを身につける。

校 章 の 由 来



日本大学三島高等学校



日本大学三島中学校

日本大学の校章は桜の花で、その予科の校章は大学の桜の花の校章に桜の葉四枚を十字形に配列していた。

現在、全国にある日本大学の付属高等学校・中学校は、この予科の校章を基にして作成されている。

校 歌

高梨 公之 作詞
貴島 清彦 作曲

Moderato ♩=84

ましろき ふじのみ
ねをおいて はなさき ほこるみしまじに
そ一びえてたかき 一わが一ぼこ
う 一 していつどいても ゆるちに
りそうの ほしをめざ さんなんああに 一ちだいみし
ま 一 われらには 一 え 一 あ れ 一

一 真白き富士の 嶺を負いて
花咲きほこる 三島路に
聳えて高き わが母校
師弟集いて燃ゆる血に
理想の星を目指さん
ああ 日大三島
われらに榮え あれ

二 三つの国寄る 要衝に
築きし歴史 千余年
伝統担いて 学の道
心を磨き身を鍛え
日に日新たに進みなん
ああ 日大三島
その名に榮え あれ

三 山紫に涌き出づる
正義の泉 智恵の水
汲みてつちかう 青春の
夢その時に及びなば
大空高く描かなん
ああ 日大三島
ゆくてに榮え あれ

四 揭ぐる旗は わが自立
世界に開く 広き視野
人類ここに 手を組みて
平和の鐘を打ち鳴らす
世紀の望み遂げましや
ああ 日大三島
宇内に榮え あれ

日本大学三島高等学校・中学校校歌

作詞 高梨公之
作曲 貴島清彦

目 次

日本大学沿革、日本大学三島高等学校・中学校沿革史 1～3

入学準備編

1	入学手続きについて	4
2	義務教育就学承諾書の提出について	4
3	新入生オリエンテーション	5
		第1回 2月17日(土)
		第2回 3月30日(土)
4	制服等採寸及び学校指定品購入・制服の着装について	6～9
5	通学定期乗車券の購入について	10
6	4月以降の授業料等納入金の期日について 1学年第1期分授業料等納入について	11
7	入学式について	4月 6日(土)..... 12
8	使用教科書について	12
9	入学時の健康調査・健康診断・証明書交付等について	13

学校生活編

1	日本大学三島中学校学則（抜粋）	14～17
2	教務部から	
	○家庭学習ガイド	18
	○中学校の学習について、教育課程について	19
	○定期試験および各種試験、届け出について	20～21
	○日課表	22
3	生活指導部から	
	○礼儀・身だしなみ・所持品・学校生活・校外生活・登下校・等	23～26
4	生徒会指導部から	
	○部活動の紹介・活動時間について	27
5	保健衛生部から	
	○保健室の利用について・災害給付について	28
	○感染症等について	29
6	生徒相談室の利用について	30
7	図書室の利用について	30
8	事務課から	
	①事務取扱時間・証明書の発行・奨学金・その他連絡事項	31
	②日本大学三島高等学校・中学校奨学金給付規程	32～33

付 表

① 校地・校舎配置図	34
② 教室等配置図	35
③ 気象警報等発表時の対応について	36
④ 大規模地震に備えての本校の対応策の概要	37
⑤ 個人情報保護基本方針	38～39

提出書類

① 個人情報の取扱いに関する同意書	40
② 義務教育就学承諾書	41
③ 定期乗車券発行申込書	43
④ 通学証明書交付願	44
⑤ 保健調査票	46
⑥ 脊柱及び四肢の状態についての問診票	48
⑦ 結核問診票	49
⑧ 色覚検査同意書	50
⑨ 入部申込書	51

日本大学沿革

明治22年(1889)10月4日 日本法律学校創立。創立者 山田顥義伯。初代校長に金子堅太郎就任。

〃 28年(1895)7月 神田区三崎町(現法学部本館敷地)に校舎落成。

〃 34年(1901)10月 高等師範科を設置し、修身法制経済科を置く。

〃 36年(1903)8月 校則を改め大学組織となし日本大学に改称。

〃 37年(1904)3月 政治科・商科設置。

〃 37年(1904)4月 専門学校令による大学となる。

大正9年(1920)4月 大学令による大学の認可を受け学部に法文学部(法律・政治・宗教・社会), 商学部(商)を置く。専門部に社会科増設。高等師範部に国語漢文科増設。

〃 9年(1920)6月 日本大学高等工学校(理工学部の前身)設置。

〃 10年(1921)3月 法文学部に美学科(芸術学部の前身)設置。

〃 10年(1921)4月 専門部歯科(東洋歯科医学専門学校を合併 - 歯学部の前身)設置。

〃 13年(1924)1月 商学部に経済学科を増設。

〃 13年(1924)3月 法文学部に文学科(哲学・倫理・教育・心理・国文・漢文・文学芸術)を設置。

〃 14年(1925)3月 専門部に医学科(医学部の前身)を設置。

〃 15年(1926)3月 高等師範部に地理歴史科・英語科を設置。

昭和2年(1927)5月 文学科外国文学芸術専攻と芸術学専攻に分離。

〃 4年(1929)4月 法学部文学科に史学専攻を増設。

〃 18年(1943)5月 農学部増設。

〃 21年(1946)6月 大学予科(文科および理科甲類の一部のみ)を三島校舎に開設。

〃 22年(1947)8月 法文学部に新聞学科を増設。

〃 23年(1948)11月 通信教育部設置。

〃 24年(1949)2月 新学制による大学(第一部)を設置。第一部法学部(法律学科・政治経済学科・新聞学科), 文学部(宗教学科・社会学科・哲学科・倫理学科・教育学科・心理学科・国文学科・英文学科・史学科), 経済学部(経済学科・経営学科), 芸術学部, 工学部, 第二工学部, 農学部。

〃 24年(1949)4月 新学制発足に伴い, 三島予科は三島教養部となる。

〃 25年(1950)4月 短期大学経済科を設置。

〃 27年(1952)2月 新学制による医学部医学科, 歯学部歯学科を設置。

〃 32年(1957)3月 商学部(商業学科)増設。

〃 32年(1957)12月 日本大学三島高等学校設置。

〃 33年(1958)1月 文学部に理系の学科(地理学科・物理学科・数学科)を増設し文理学部に名称変更。三島教養部は文理学部三島校舎となる。なお, この年より法・文・経済・商・理工の各学部の一般教育を一か年に限り(従来は理工を除き二か年)文理学部(世田谷と三島)で実施することとなる。

〃 33年(1958)4月 日本大学三島高等学校開校

〃 34年(1959)1月 短期大学部に栄養科(昭和37年まで)を増設。文理学部に独文学科を増設。

- 昭和36年(1961) 3月 文理学部に応用地学科・応用物理学科を増設。
- 〃 37年(1962) 3月 短期大学部に家政科を増設。文理学部に体育学科・化学科・応用数学科を増設。
- 〃 38年(1963) 4月 商学部砧校舎開設。
- 〃 39年(1964) 1月 法学部に経営法学科・管理行政学科を増設。経済学科に産業経営学科を増設。
商学部に経営学科・会計学科を増設。
- 〃 39年(1964) 2月 短期大学部に建築科・機械科を増設。
- 〃 40年(1965) 1月 第一工学部を津田沼に設置。
- 〃 41年(1966) 4月 短期大学部に文科(国文専攻・英文専攻)増設。
- 〃 46年(1971) 2月 日本大学松戸歯科大学(松戸歯学部の前身)設置。
- 〃 53年(1978) 12月 国際関係学部設置。(昭和54年4月開設)
- 〃 55年(1980) 8月 短期大学部建築科・機械科廃止。
- 〃 57年(1982) 3月 日本大学三島高等学校土木科、建築科、機械科、電気科廃止。
- 〃 62年(1987) 12月 薬学部設置。
- 〃 63年(1988) 3月 文理学部(三島)廃止。
- 〃 63年(1988) 4月 農獸医学部応用生物科学科、短期大学部生活環境科増設。法学部三島校舎設置。
- 平成4年(1992) 3月 法学部三島校舎廃止。
- 〃 7年(1995) 12月 農獸医学部を生物資源科学部と名称変更。
- 〃 10年(1998) 12月 大学院グローバル・ビジネス研究科設置。(平成11年4月開設)
- 〃 10年(1998) 12月 大学院総合社会情報研究科(通信制)設置。(平成11年4月開設)
- 〃 10年(1998) 12月 国際関係学部国際交流学科・国際ビジネス情報学科増設。(平成11年4月開設)
- 〃 10年(1998) 12月 短期大学部専攻科食物栄養専攻新設。(平成11年4月開設)
- 〃 11年(1999) 4月 大学院総合社会情報研究科(通信制大学院)、大学院グローバルビジネス研究科(ビジネススクール)を設置。
- 〃 11年(1999) 4月 短期大学部文学科(国文専攻・英文専攻)、生活文化学科(生活文化専攻)、商経学科(第二部)募集停止。
- 〃 13年(2001) 4月 短期大学部商経学科(第一部)を商経学科、生活文化学科食物栄養専攻を食物栄養学科と名称変更。
- 〃 15年(2003) 4月 日本大学三島中学校開校。
- 〃 15年(2003) 11月 法科大学院法務研究科設置。(平成16年4月開設)
- 〃 15年(2003) 12月 大学院国際関係研究科国際関係研究専攻博士前期課程1年コース設置。
(平成16年4月開設)
- 〃 16年(2004) 4月 大学院法務研究科(ロースクール)設置。
- 〃 17年(2005) 4月 大学院総合科学研究科(総合研究大学院)設置。
- 〃 23年(2011) 4月 国際関係学部国際総合政策学科、国際教養学科設置。
国際関係学科・国際文化学科・国際交流学科・国際ビジネス情報学科学生募集停止。
- 〃 25年(2013) 4月 総長制から学長制に移行
- 〃 28年(2016) 4月 危機管理学部危機管理学科、スポーツ科学部競技スポーツ学科開設。

日本大学三島高等学校・中学校沿革略史

昭和32年12月	大学付属高校として日本大学三島高等学校設置認可	平成 5年 4月	第6代日本大学三島高等学校長に戸花時保就任
昭和33年 4月	本校創設 初代日本大学三島高等学校長に角田陽六就任	平成 6年 4月	新1年生より男女共学制実施
昭和33年 9月	校舎2号館竣工 鉄筋コンクリート3階建(2,303.94平方米)	平成 7年12月	校舎3・6号館渡り廊下及び便所棟竣工
昭和34年 1月	普通科女子増設認可	平成 8年 1月	第3体育館竣工
昭和34年 4月	普通科女子増設	平成 8年 3月	第6代校長戸花時保逝去のため国際関係学部長秋山正幸が校長事務取扱を兼務
昭和35年 9月	校舎3号館(時計台付)竣工 鉄筋コンクリート4階建(2,514.41平方米)	平成 8年 5月	秋山正幸校長事務取扱を解いたことにより第7代日本大学三島高等学校長に山内昭二就任
昭和36年 2月	「希望の森」の碑建立	平成12年 4月	第8代日本大学三島高等学校長に佐々木久信就任
昭和36年 3月	第1回卒業式挙行	平成13年 4月	普通科(国際クラス)設置
昭和36年 4月	工業に関する学科(土木科・建築科・機械科・電気科)付設	平成14年 9月	全天候舗装(公認)陸上競技場竣工
昭和37年 3月	鋳鍛造工場竣工 鉄骨スレート平屋建(463.32平方米)	平成15年 3月	日本大学三島中学校設置認可
昭和37年 7月	機械工場竣工 鉄骨スレート平屋建(1,584.00平方米)	平成15年 4月	日本大学三島中学校開校
昭和38年 5月	校舎6号館竣工 鉄筋コンクリート3階建(3,539.55平方米)	平成15年 4月	第9代日本大学三島高等学校長・初代日本大学三島中学校長に北島肇就任
昭和38年 9月	体育館竣工 鉄骨モルタル2階建(635.94平方米)	平成16年 4月	普通科(文理クラス)を(進学クラス)へ統合
昭和38年10月	大講堂竣工 鉄筋コンクリート2階建(2,115.80平方米)	平成17年 4月	第10代日本大学三島高等学校長・第2代日本大学三島中学校長に高桑豊就任
昭和39年 4月	第2代日本大学三島高等学校長に玉津徳太郎就任	平成21年 4月	第11代日本大学三島高等学校長・第3代日本大学三島中学校長に仁藤芳治就任
昭和39年 6月	プール竣工(50×25メートル)	平成21年 8月	校舎A・B棟竣工
昭和41年 5月	日本大学山中月見丘寮竣工 木造2階建(4,649.38平方米)	平成21年10月	高等学校創設50周年記念式典挙行
昭和41年 6月	校舎8号館竣工 鉄筋コンクリート4階建(4,599.78平方米)	平成23年 3月	校舎C棟竣工
昭和44年 4月	校舎5号館竣工 鉄筋コンクリート4階建(5,939.89平方米)	平成23年 9月	部室棟及び渡り廊下竣工
昭和44年10月	「希望の像」建立	平成24年10月	第11代日本大学三島高等学校長・第3代日本大学三島中学校長仁藤芳治が定年により退任のため日本大学国際関係学部長佐藤三武朗が校長事務取扱を兼務
昭和46年10月	「思索の像」建立	平成25年 1月	佐藤三武朗校長事務取扱を解いたことにより第12代日本大学三島高等学校長・第4代日本大学三島中学校長に津幡晴樹就任
昭和47年 4月	新体育館竣工 鉄筋コンクリート3階建(2,743.97平方米)	平成26年11月	グラウンド人工芝に改修
昭和48年 4月	校舎5号館3階教室にコンピューター設置	平成27年 4月	第12代日本大学三島高等学校長・第4代日本大学三島中学校長津幡晴樹が定年により退任のため第13代日本大学三島高等学校長・第5代日本大学三島中学校長に日本大学国際関係学部長渡邊武一郎が校長事務取扱を兼務
昭和49年 7月	建築科実習工場に万能材料試験機設置		
昭和49年10月	校舎7号館3階LL教室に集団指導、効果判定装置(アナライザー)設置		
昭和50年 9月	「自由の像」建立	平成28年 6月	桜アリーナ竣工
昭和52年11月	玉津徳太郎教授、文理学部(三島)次長との兼務を解いたことにより第3代日本大学三島高等学校長に橘和彦就任	平成30年 6月	高等学校創設60周年記念イベントギネス世界記録達成
昭和53年 9月	本校創設20周年記念式典挙行	令和 4年 4月	4コース(総合進学コース・アカデミックコース・グローバル留学コース・アスリートコース)設置
昭和55年 4月	第4代日本大学三島高等学校長に北岡功就任		
昭和55年 4月	工業に関する学科(土木科・建築科・機械科・電気科)募集を停止		
昭和57年 2月	「工業科記念碑」建立		
昭和57年 3月	工業に関する学科(土木科・建築科・機械科・電気科)廃止		
昭和63年 4月	普通科(特別進学クラス)設置		
平成元年 1月	日本大学三島高等学校校歌発表会挙行		
平成元年 2月	本校創設30周年記念集会開催		
平成元年 4月	普通科(文理クラス)設置		
平成元年10月	日本大学創立100周年記念式典挙行		
平成 2年 7月	校舎14号館(高等学校本館)竣工		
平成 3年 9月	第5代日本大学三島高等学校長に葉袋邦明就任		

1 入学手続きについて

入学手続きは所定の期限までに入学金を納入いただくことで完了となりますので、下記の入学金決済サイトより手続きを行ってください。期間内に手続きを完了しない場合は、入学資格を失います。

入学手続き期限 総合選抜型第1期 令和6年1月17日（水）23時59分【厳守】

総合選抜型第2期 令和6年2月10日（土）23時59分【厳守】

学力選抜型 令和6年2月10日（土）23時59分【厳守】

入学金：120,000円 ※一旦受理した納入金（入学金）は、返還できません。

【入学金決済サイト】日本大学三島高等学校・中学校ホームページ

<https://www.mishima.hs.nihon-u.ac.jp/> トップページバナーをクリックしてください。

日本大学三島中学校の入学金決済へようこそ

↓ ユーザーID（受験番号）、パスワード（出願時に入力した生年月日（西暦で数字のみ）（例：20041204）を入力し、「ログイン」を押す。
※当ページ記載の「学校からのお知らせ」欄をお読みになり、メールアドレス設定、お支払い時の事務手数料等についての記載をご確認願います。

マイページ 「支払い申込みへ」を押す。



STEP 1 お支払い内容の選択

↓ お支払い情報一覧表の選択「一括納入（¥120,000）」を押し、「お支払い画面へ」を押す。

STEP 2 お支払い方法の選択

↓ クレジットカード、コンビニエンスストア、ペイジーのうちから選択し、「お支払い情報入力へ」を押す。
※支払い方法により事務手数料が異なります。次画面にてご確認いただき、手続きを進めてください。

STEP 3 お支払い情報の入力

↓ お支払い内容・方法の確認を行い、情報（受験氏名、フリガナ、生年月日、電話番号、メールアドレス、メールアドレス（確認用））の入力を行ってください。
クレジットカードをお支払い方法で指定した場合、この画面でクレジットカード情報を入力してください。
入力完了後「確認画面へ」を押す。

STEP 4 お支払い内容・方法の確認

↓ お支払い内容・方法の確認及びご本人さまの入力情報の確認を行ってください。
※この画面が最終確認となります。訂正がある場合は各入力情報のページに戻ってください。
確認が終了したら「上記内容で申込する」を押す。

STEP 5 送信完了

↓ この画面で受付が完了します。受付内容は入力したメールアドレスに送信されます。また、申込み状況、決済状況は本サイトの「マイページ」から確認することができます。
○クレジットカードでお支払いの方は、受付及び決済完了です。
○コンビニエンスストア、ペイジーでお支払いの方は、各払込の案内に従い手続期限までに納入してください。

ログアウト

2 義務教育就学承諾書の提出について

本校に入学する生徒については、学校教育法施行令第9条により、保護者の方は各教育委員会へ「義務教育就学承諾書」を提出していただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

記

1 義務教育就学承諾書 P.41を切り離し、必要事項を記入・捺印し、すみやかに提出してください。

2 提出先 生徒の住所の存する教育委員会

3 提出者 保護者

参考 学校教育法施行令 第9条（区域外就学等）

児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務養育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

3 新入生オリエンテーション

以下の日程で新入生オリエンテーションを行います。

オリエンテーションを欠席する場合は、あらかじめ事務課（TEL：055-988-3500）へ連絡してください。なお、校内への自家用車の乗入れはできません。

第1回

本人と保護者同伴でご来校ください。説明会の前後の時間に制服等の採寸及び体育着・学校指定品の注文（P.6, 7 参照）を行います。

1 日 時 令和6年2月17日（土）

11時30分～12時30分 女子制服採寸、指定品注文

（女子制服等採寸受付時間 11時30分～12時30分）

13時30分 入学説明会

14時30分～ 男子制服採寸、指定品注文

※採寸の混雑を緩和するため、男女分けて採寸を行います。女子の新入生は入学説明会前の受付時間内、ご都合の良い時間にお越しください。

※学食（桜アリーナ1階）の利用は可能です。

2 場 所 国際関係学部15号館2階1523教室

3 持参するもの 合格通知書、保証書、筆記用具、入学の手引き、通学靴代金

4 提出書類 ○保証書 「合格通知書」と同封の保証書に所定事項を記入し、かならず捺印の上、提出してください。

通学定期券をご利用の場合、定期乗車券発行申込書・通学証明書交付願をオリエンテーション受付時に提出してください。P42参照（通学証明書は3月30日に手交します）

5 配付書類 英語に関する調査票、預金口座振替依頼書

6 中学生活説明 学校生活全般の心得について

第2回

本人と保護者同伴でご来校ください。やむを得ない都合で本人が欠席される場合でも保護者の方の出席をお願いします。

1 日 時 令和6年3月30日（土） 午前10時00分集合

10時00分～所属学級発表、担任教員紹介、生活安全講話

11時00分～個人写真撮影（身分証明書用10枚セット諸経費より支出）

入学式の説明および練習（12時30分終了予定）

2 場 所 国際関係学部15号館

3 服 装 制服（本校指定のもの）

4 持参するもの 筆記用具、入学の手引き、学校指定品代金、体育用品代金

5 提出書類 英語に関する調査票、入学時健康調査票、脊柱及び四肢の状態についての問診票、結核問診票、預金口座振替依頼書

6 配付書類 身上書、通学証明書、副教材一覧

4 制服等採寸及び学校指定品購入について

制服・体育用品等採寸及び注文

- 1 日 時 令和6年2月17日（土）
2 制服採寸 女子 11時30分～ 受付時間 11時30分～12時30分
男子 14時30分～ 入学説明会終了後～
3 体育用品・通学靴 11時30分～13時20分、入学説明会終了後～
※体育用品、通学靴は男女別なく時間内に注文できます。
4 場 所 国際関係学部15号館4階教室
5 注意事項 1 第2回オリエンテーションに間に合わせるため、必ず採寸日に申し込んでください。
2 靴等のサイズを明確にしておいてください。
3 制服採寸は服を脱いで行います。（Tシャツ等の着用をしてきてください。）

学校指定品購入

- 1 日 時 令和6年3月30日（土）
2 場 所 国際関係学部15号館
3 販売品 下記一覧の学校指定品を販売いたします。

学校指定品一覧 (金額は税込み価格です)

品名	金額	備考
上履き	2,750	
校章バッヂ	600	
防災頭巾（カバー付き）	2,000	
ロッカーカギ	890	
美術教材	3,000	必ず購入してください

※希望者は各自購入してください。

※美術教材は授業開始時に必要となります。

※お支払いは現金のみとなります。

◎価格表（単価）※価格には消費税が含まれております。

男 子		女 子	
品 名	令和6年4月時点	品 名	令和6年4月時点
冬服		冬服	
ジャケット	26,730円	ジャケット	23,980円
冬スラックス	14,740円	冬スカート	15,620円
長袖シャツ	4,730円	長袖ブラウス	4,730円
ネクタイ	2,140円	リボン	2,020円
ベルト	3,300円	冬ベスト	5,500円
冬ベスト	5,500円	ポストンバッグ	8,800円
ポストンバッグ	8,800円	配送料金	1,000円
配送料金	1,000円	小 計	61,650円
小 計	66,940円	夏服	
夏服		夏スカート	14,520円
夏スラックス	12,650円	半袖ブラウス	6,490円
半袖シャツ	6,490円	夏ベスト	5,500円
配送料金	1,000円	配送料金	1,000円
小 計	20,140円	小 計	27,510円
希望購入		希望購入	
セーター	6,450円	冬女子スラックス	15,290円
夏ベスト	5,500円	セーター	6,450円
ポロシャツ	5,280円	夏女子スラックス	14,300円
デイバッグ	8,360円	ポロシャツ	5,280円
		ベルト	3,300円
		デイバッグ	8,360円
三島屋スポーツ	ジャージ上	ジャージ上	8,400円
	半袖ポロシャツ	半袖ポロシャツ	5,200円
	ハーフパンツ	ハーフパンツ	5,100円
	ジャージパンツ	ジャージパンツ	6,100円
	体育館シューズ	体育館シューズ	4,800円
	グランド用シューズ	グランド用シューズ	5,800円
	シューズケース	シューズケース	3,700円
	名札（6枚組）	名札（6枚組）	1,200円
小 計		小 計	40,300円
沼津ワシン トン 靴店	通学靴	通学靴	9,600円
	小 計	小 計	9,600円
合 計	139,180～164,770円	合 計	139,060～192,040円

※上履きは校内売店で購入できます。

◎引き渡し

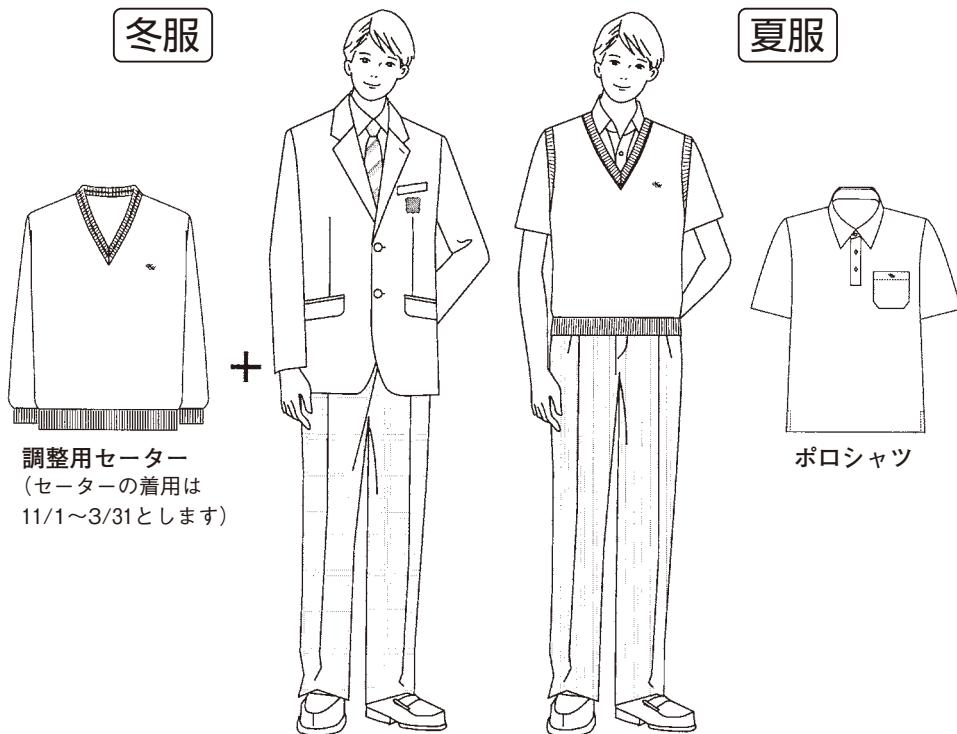
2月17日に持ち帰る物品	通学靴 ※2月17日に欠品の場合は後日配送（送料は取扱店負担）
3月30日に持ち帰る物品	体育用品
宅配便による物品	男子：ジャケット、スラックス、ネクタイ、長袖シャツ、ベルト 女子：ジャケット、スカート、リボン、長袖ブラウス、スラックス、ベルト 男女共通：セーター、冬ベスト、ポストンバッグ、デイバッグ ※3月26日までにスクール服装より自宅に配達（代金引換）
	男子：夏スラックス、半袖シャツ、夏ベスト、ポロシャツ 女子：夏スカート、半袖ブラウス、夏ベスト、ポロシャツ ※5月末までにスクール服装より自宅に配達（代金引換）

◎取扱店 ※お問い合わせは各取扱店へご連絡ください。

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| 株)スクール服装 | 三島市一番町7の19 高野ビル3階 TEL 055-975-5011 |
| 三島屋スポーツ | 三島市本町3の36 TEL 055-975-0936 |
| 沼津ワシントン靴店 | 沼津市大手町5の3の6 TEL 055-962-3296 |
| 校内売店（東日クリッキング） | Tel 055-988-2128 |

制服の着装について

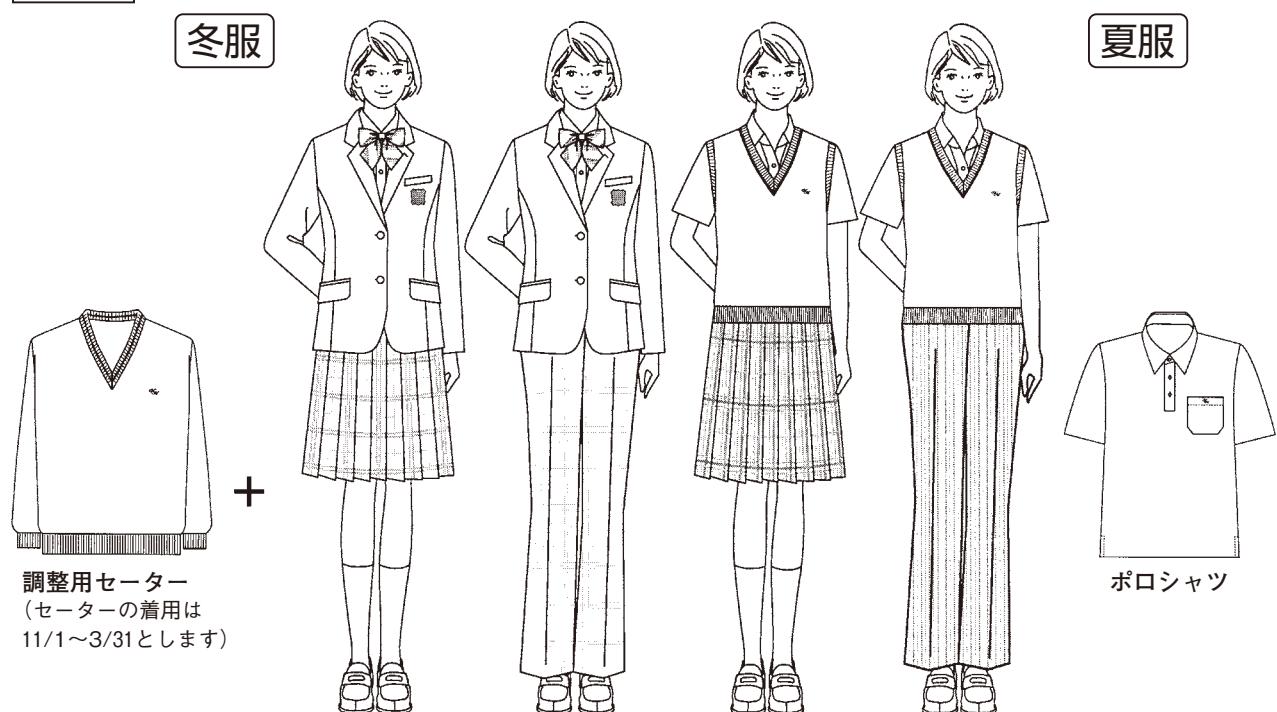
男子



調整用セーター
(セーターの着用は
11/1~3/31とします)

ポロシャツ

女子



調整用セーター
(セーターの着用は
11/1~3/31とします)

ポロシャツ

※女子は冬ベストを
必ず着用すること。

※半袖ブラウス着用の際は
必ず夏ベストを着用すること。

更衣

・詳細な日時は年度により異なりますので、年度ごと担任よりお知らせします。

4／1～5月上旬

⇒

☆冬服

5月上旬～5月末日

⇒

☆冬服（上着を脱いでも良い）

6／1～6月中旬

⇒

☆冬服（上着を脱いでも良い）

☆夏服

6月中旬～9月中旬

⇒

☆夏服

9月中旬～10月中旬

⇒

☆夏服

☆冬服（上着を脱いでも良い）

10月中旬～3／31

⇒

☆冬服

※セーター着用が可能な期間は11／1から3／31までとする。

※① 1学期始業式、2学期終業式、3学期始業式、修了式、卒業式はセーター不可

式典でのポロシャツ着用は不可。

②セーターのみの登下校は禁止する。

冬服

男→上着・長袖シャツ・ネクタイ・冬ズボン・ベルト・白ソックス・革靴

女→上着・長袖ブラウス・ネクタイ・冬ベスト・冬スカート又はスラックス・紺(黒)ハイソックス・革靴

●調整用としてセーター（紺）を着用してもよい。

夏服

男→半袖開襟シャツ（ポロシャツ）・夏ズボン・ベルト・白ソックス・革靴
・調整用として夏ベストを着用してもよい。

女→半袖ブラウス（ポロシャツ）・夏ベスト（半袖ブラウス着用時）・夏スカート
又はスラックス（ベルト）・白ソックス・革靴

5 通学定期乗車券の購入について

交通機関を利用して通学する場合は、該当する定期乗車券発行申込書・通学証明書交付願等に必要事項（P.42 記入見本参照）を記入してください。

なお、定期乗車券を購入する場合、通学証明書が必要となります。購入する際は必ず持参してください。

1 提出日 2月17日（土）

2 提出書類

① 定期乗車券発行申込書〔P.43〕 富士急行バス

② 通学証明書交付願〔P.44〕〔P.45〕 J R・岳南鉄道・箱根登山鉄道・静岡鉄道・小田急小田原線・伊豆箱根鉄道（駿豆線・大雄山線）・伊豆急行線・山梨交通・東海バス

※ J R 線、小田急小田原線および大雄山線は一括で購入できます。

3 使用開始は4月1日（月）から可能となりますので、希望の日を書き込んでください。

4 購入日 4月1日（月）以降

3月30日（土）のオリエンテーションに通学証明書等を交付しますので、各自最寄の営業所で購入してください。

伊豆箱根鉄道定期券について

(1)バス定期には、上記の通常定期券のほか、片道定期券・ウィークデー定期券があります。運賃は、伊豆箱根鉄道三島駅（TEL 055-975-0587）にお問い合わせください。

(2)電車とバスの定期券を購入する場合は電車とバスで別々の発行になります。

(3)以後継続して定期券を購入する場合は、2週間前から発売するので当駅窓口へ申し出てください。
尚、その際は使用中（持っている）の定期券又は通学証明書を係員に提出してください。又翌年度定期券で購入の際は必ず通学証明書を提出してください。

(4)通学定期券の区間は学校最寄り駅～自宅最寄り駅です。その他の区間の購入はできません。

6 4月以降の授業料等納入金の期日について

1学年第1期分授業料等納入について

納 入 方 法 口座引落としによる

口座引落とし日 令和6年5月31日（金）

※2年次からは4月末日が口座引落とし日となります。

（ただし、引落とし日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。）

※オリエンテーションにて、手続書類一式を配布いたします。

授業料その他納入金及び納期（引落とし日）

（単位：円）

区分 口座引落日	第1期分 5月31日 (4月～8月)	第2期分 9月2日 (9月～12月)	第3期分 12月12日 (1月～3月)	年額
授業料	155,000	124,000	93,000	372,000
施設設備資金	62,500	50,000	37,500	150,000
図書費	3,000			3,000
厚生費	36,000			36,000
後援会費	12,500	10,000	7,500	30,000
生徒会費	8,500	3,000	2,500	14,000
諸経費(予定)※	115,000			115,000
合計	392,500	187,000	140,500	720,000

口座引落とし日に登録手続きをされた預金口座から自動的に口座引落としされます。

※諸経費は未定のため、令和5年度1年生の実績（参考）となります。

- （注）1 諸経費には、副教材費・宿泊研修・臨海学校参加費・iPad利用料等の費用が含まれております。
- 2 諸経費は卒業時に実費精算し、残金については返金いたします。
- 3 iPad利用料 年額 約40,000円
iPadにおいてはClassi・ロイロノートという授業・学習支援アプリを導入し、年額、Classi 3,960円、ロイロノート 2,750円の費用がかかり、こちらも諸経費に含まれております。
- 4 修学旅行（3年次実施）の費用は、旅行会社の修学旅行積立金制度を利用して、積立を行います。（総額 500,000円程度を予定）
- 5 授業料等納付金の口座引落としに伴う振替手続事務手数料（500円）を諸経費より徴収し、学校会計へ繰入れさせていただきます。

日本大学三島後援会について

日本大学三島後援会は、日本大学国際関係学部（大学院国際関係研究科を含む）・日本大学短期大学部（三島）・日本大学三島高等学校及び日本大学三島中学校の教育・研究その他の施策の具体化に協力し、もって大学の発展振興に寄与することを目的とするものです。

※後援会の説明は、入学式終了後に行います。

7 入学式について

新入生は必ず保護者同伴で登校してください。当日生徒はHR教室に集合、保護者は教職員の誘導に従ってください。

- 1 日 時 令和6年4月6日（土） 13時30分
2 集 合 新入生 12時30分
3 場 所 桜アリーナ
4 服 装 制服・制靴を着用
5 提出書類 本人の住民票（※生徒本人のみ、本籍入り、マイナンバーが記載されていないもの）1通
6 持参するもの ○入学の手引き、色覚検査同意書（P.50）、個人情報の取り扱いに関する同意書（P40）、キャリアパスポート（小学校より渡されたもの）
○筆記用具、上履き、集金袋（副教材代）
※教科書・副教材をお持ち帰りいただきますので大きなバッグ等をご用意ください。
※保護者の方へ 入学式式場は土足で入れますが、入学式終了後、保護者の方も教室へ移動しますので、スリッパ等の室内履きをご持参ください。
7 入学式終了後 14時～15時
○新入生 ホームルーム
○保護者 日本大学三島後援会の説明、保護者への説明（教頭）、iPad・個人情報の説明
8 当日学級担任から渡されるもの
○教科書（無償配付）・副教材（有料）

※入学式を欠席する場合は、あらかじめ事務課（TEL:055-988-3500）へ連絡してください。

なお、校内への自家用車の乗入れはできません。

8 使用教科書について

教 科	発 行 者	教 科 書	教 科 書 名
国 語	光 村	国 語	国語1
	光 村	書 写	中学書写 一・二・三年
社 会	東 書	地 理	新編 新しい社会 地理
	山 川	歴 史	中学歴史 日本と世界
	東 書	公 民	新しい社会 公民
	帝 国	地 図	中学校社会科地図
数 学	数 研	数 学	これからの中数学
理 科	教 出	理 科	自然の探究 中学校理科
音 楽	教 芸	音 楽	中学生の音楽1
	教 芸	器 楽	中学生の器楽
美 術	光 村	美 術	美術1
保 健 体 育	大 修 館	保 体	最新 中学保健体育
技術・家庭	東 書	技 術	新しい技術・家庭 技術分野
	教 図	家 庭	New技術・家庭 家庭分野
英 語	東 書	英 語	NEW HORIZON English Course
道 德	東 書	道 德	新訂 新しい道徳

※教科書の他に別途副教材（『NEW TREASURE』『体系数学』等）も使用します。

○教科書・副教材ともに、入学式当日お持ち帰りいただきます。重くなりますが、丈夫なバッグ等をご用意ください。

9 入学時の健康調査・健康診断・証明書交付等について

入学時の健康調査及び健康診断

本校では、健康で安全な教育を推進するための資料として、健康調査を行っています。巻末の「保健調査票」(P. 46)、「脊柱及び四肢の状態についての問診票」(P. 48)、結核問診票 (P. 49) を切り取り、日常の教育活動が円滑に進められるように、各項目についてできるだけ詳細に記入の上、3月30日（土）の第2回オリエンテーション時に提出してください。また、色覚の特性を知らないまま進学・就職などで不利益を受けることがないよう、中学1年生で色覚検査を実施します。巻末の同意書 (P. 50) を入学式の日に提出してください。

定期健康診断項目 … 4月上旬実施予定

身体測定 〔身長・体重・視力・聴力〕

法定検診 結核問診 〔眼、耳鼻咽喉、脊柱、栄養状態、歯〕

尿検査 心電図 色覚検査

入学時の証明書の交付

本校入学に伴い、保護者の勤務先等へ提出する「在学証明書」等が必要な方は、入学式当日から申請することができます。(P. 31参照) 交付は、4月8日（月）以降になります。

1 日本大学三島中学校学則〔抜粹〕

平成15年4月1日制定	平成24年4月1日施行
平成19年7月6日改正	平成25年1月11日改正
平成19年4月1日施行	平成25年4月1日施行
平成21年2月6日改正	平成26年5月9日改正
平成21年4月1日施行	平成27年4月1日施行
平成21年5月8日改正	平成28年4月1日施行
平成22年4月1日施行	令和3年4月1日施行
平成23年12月2日改正	

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育に基づく併設型中高一貫校として、その趣旨に従い、日本大学建学の精神に基づき、国家及び社会の有為な形成者としての中等普通教育を施すこととする。

2 前項の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めるものとする。

- ① 小学校における教育の成果を更に発展拡充させて、社会人としての必要な資質を養うこと。
- ② 社会における個人の使命と個性に応じた将来の進路を決定できる一般的、基礎的知識を修得させること。
- ③ 心身の発展に応じて、豊かな個性の確立に努め、自律の精神と社会連帯の精神に基づく道徳的実践力を培うこと。

(名称)

第2条 本校は、日本大学三島中学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、静岡県三島市文教町2丁目31番145号に置く。

第2章 修業年限・学年・学期及び休業日

(修業年限)

第4条 修業年限は、3年とする。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律で休日とされる日

日本大学創立記念日 10月4日

学校始休業日 4月1日～4月5日

夏季休業日 7月21日から8月31日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

学年末休業日 3月21日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

第3章 学級編制及び収容定員

(学級編制及び収容定員)

第8条 本校の学級編制及び収容定員は、次のとおりとする。

学 年	学 級	収容定員
第1学年	2組	70名(男・女)
第2学年	2組	70名(男・女)
第3学年	2組	70名(男・女)
計	6組	210名(男・女)

第4章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表(第一)のとおりとし、第7条に定めた休業日以外は、これを授業日とする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、あらかじめ日本大学三島高等学校と協議するものとする。

第5章 学習評価及び卒業等

(学習評価)

第10条 成績は、定期に行う考查と日常の学習状況とを総合して判定評価する。

(課程修了)

第11条 各学年の課程の修了は、前条の成績に基づき、学年末に校長がこれを認定する。

(卒業)

第12条 本校所定の全課程を修了して、卒業資格を認められた生徒には、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第13条 当該学年における所定の教育課程の修了を認定することができなかった生徒については、原級にとどめおくことがある。

第6章 入学・退学・転学及び休学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の中途中で転編入学を許可することがある。

(入学資格)

第15条 本校の第1学年に入学することができる者は、小学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学資格)

第16条 本校に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

(編入学資格)

第17条 本校に編入学することができる者は、相当年齢に達し、かつ、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第18条 入学を希望する者に対しては、選抜を行い、校長がこれを許可する。

(出願手続)

第19条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の必要書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

(入学手続)

第20条 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに誓約書その他の書類に入学金、授業料等を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める手續が指定の期日までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第21条 生徒が転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならぬ。

(退学)

第22条 生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならぬ。

(休学)

第23条 生徒が病気その他やむを得ない理由のため、休学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、必要書類を添え願い出て許可を受けなければならぬ。

2 休学期間は、当該年度間とする。

(復学)

第24条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、必要書類を添え願い出て許可を受けなければならぬ。

(欠席及び出席停止)

第25条 生徒が病気その他やむを得ない理由で欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒又はその同居人が感染症にかかり又はそのおそれがあるときは、その生徒に対して出席停止を命ずることがある。

第7章 保護者及び保証人

(保護者)

第26条 保護者は、次の各号の一に掲げる者とする。

① 親権者・後見人

② 成年者で独立の生計を営む者
(保証人)

第27条 本校は、保護者のほか独立の生計を営む成年者を保証人として定めることができる。

(保護者及び保証人の変動)

第28条 保護者及び保証人が転籍・転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならぬ。

第8章 教職員

(教職員)

第29条 本校に、次の教職員を置く。

校長	1名
教頭	1名
教諭	10名以上
養護教諭	1名
司書教諭	1名
講師	若干名
学校医	1名
学校歯科医	1名
学校薬剤師	1名
事務職員	1名以上

- 2 前項の教職員は、日本大学三島高等学校と兼ねることができる。
3 校長及び教職員の職務については、日本大学付属高等学校校務分掌等規定の定めるところに準ずる。

第9章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料・入学金及び授業料等)

第30条 入学検定料・入学金及び授業料等の金額については、別に定める(別表第二)。(納入期日)

第31条 入学検定料・入学金及び授業料等は、所定の期日までに、それぞれ納入しなければならない。

(授業料納入及び減免)

第32条 生徒は、在学中出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しな

ければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合、これを減免することがある。

- ① 休学の場合
② その他別の規定に定めある場合

(滞納)

第33条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3か月以上滞納した者は、退学させことがある。

(納入金の不還付)

第34条 既納の金員は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は授業料等の一部を別の規定の定めるところにより、返還がある。

- ① 休学の場合
② 退学の場合

第10章 賞罰

(表彰)

第35条 校長は、次の各号の一に該当する者を表彰がある。

- ① 学業・品行ともに優れ、他の模範になると認められた者
② 顕著な善行又は功績があって、他の模範になると認められた者

(懲戒)

第36条 生徒が本校の諸規則等を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒を行うことがある。

2 懲戒は、訓告及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者については、退学させることができる。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
② 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
③ 正当な理由がなく出席常でない者
④ 学校の秩序を著しく乱した者
⑤ その他生徒としての本分に著しく反する行為のあった者

(損害賠償)

第37条 故意又は過失により校舎、校有物を
き損又は滅失した者には、その全部又は一部を賠償させことがある。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から、これを施行する。
- 2 この学則の施行に關し必要な事項は、校長が別に定める。

別表（第一）

教 育 課 程

	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	合 計
国 語	140 (140)	140 (140)	175 (105)	455 (385)
	4 (4)	4 (4)	5 (3)	13 (11)
社 会	105 (105)	140 (105)	140 (140)	385 (350)
	3 (3)	4 (3)	4 (4)	11 (10)
数 学	175 (140)	140 (105)	175 (140)	490 (385)
	5 (4)	4 (3)	5 (4)	14 (11)
理 科	140 (105)	140 (140)	140 (140)	420 (385)
	4 (3)	4 (4)	4 (4)	12 (11)
音 楽	35 (35)	70 (35)	35 (35)	140 (115)
	1 (1.3)	2 (1)	1 (1)	4 (3.3)
美 術	70 (45)	35 (35)	35 (35)	140 (115)
	2 (1.3)	1 (1)	1 (1)	4 (3.3)
保 健 体 育	105 (105)	105 (105)	105 (105)	315 (315)
	3 (3)	3 (3)	3 (3)	9 (9)
技 術 ・ 家 庭	70 (70)	70 (70)	35 (35)	175 (175)
	2 (2)	2 (2)	1 (1)	5 (5)
外 国 語	210 (140)	210 (140)	210 (140)	630 (420)
	6 (4)	6 (4)	6 (4)	18 (12)
道 德	35 (35)	35 (35)	35 (35)	105 (105)
	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
特 別 活 動	35 (35)	35 (35)	35 (35)	105 (105)
	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
総合的な学習の時間	70 (50)	70 (70)	70 (70)	210 (190)
	2 (1.4)	2 (2)	2 (2)	6 (5.4)
総 授 業 時 数	1,190 (1,015)	1,190 (1,015)	1,190 (1,015)	3,570 (3,045)
	34 (29)	34 (29)	34 (29)	102 (87)

上段は年間授業時数、下段は週当たりの授業時数。

() 内の授業時数は、令和3年度以降の標準授業時数。

この表の授業時数の1単位時間は50分とする。

この教育課程表は令和3年4月1日から施行する

2 教務部から

○学力向上の秘訣は基本的生活習慣の習得にあります。毎日必ず家庭学習を実行し、宿題や課題は、その日にやることです。

家庭学習ガイド

科目	予習事項	復習事項
国語	<ul style="list-style-type: none">教科書の授業予定のところを、読んでおく。わからないことばの意味を調べておく。	<ul style="list-style-type: none">新しく覚えた漢字やことばを忘れないように覚え直す。日常生活で積極的に活用する。
社会	<ul style="list-style-type: none">教科書を大きな声を出して読む。読んだあと、内容について考え思ったことを、そのままノートに書いてみる。ノートに書いたことに関係する教科書の部分に線を引くかマークする。地図で場所を確認する。	<ul style="list-style-type: none">授業で習ったことと、予習したことの共通点や違いを発見する。興味をもった内容について、広く・深く調べよう。また、その方法を考える。
数学	<ul style="list-style-type: none">教科書をしっかりと読んで、用語・記号などについて、わからないこと、疑問に思うことなどを書き出し、授業に備える。	<ul style="list-style-type: none">授業で学んだことを、その日のうちに復習し、理解を深める。問題集を授業に並行して解いていく。解けない問題は印をつけて理解するまで調べる。
理科	<ul style="list-style-type: none">教科書をていねいに読む。指示された学習内容にあわせて、図説やインターネットを参考に、発言・発表の資料を集め。図書館の本を利用して、興味があることを調べる。	<ul style="list-style-type: none">授業で理解したことを、もう一度見直しておく。興味をもった事については、資料集などで調べ記録する。問題集を解いてみる。
英語	<ul style="list-style-type: none">教科書の英文・新しく出てきた英単語をノートに書き写す。新しく出てきた英単語の意味を調べる。	<ul style="list-style-type: none">授業で習ったことをノートにしっかりとまとめる。意味を理解した英文を声に出して5~10回読む。単語や熟語を書いて覚える。文法問題を解く。
その他	<ul style="list-style-type: none">どの教科も忘れものないように、必ず前日に準備・点検をする。学習と生活の記録ノートに明日の予定を記入する。	<ul style="list-style-type: none">宿題はその日に実行、提出日に遅れないようにする。学習と生活の記録ノートの点検をする。

中学校の学習について

1 授業

中学校の学習内容や進み方はこれまでとは大きく変わります。そのため、小学校までの学習がしっかりと身についていなければ、授業内容を理解し応用・発展させていくことが難しくなります。また、高校の学習、そして大学受験に対応できる力は中学校段階の学習（基礎学力）の上に成り立ってきます。常に予習・復習を心掛け、自主的に学習し実力の養成に努めてください。

*入学するまでの間に、国語・算数ほか自分が苦手だと自覚している教科はもう一度見直しておきましょう。特に国語力はすべての教科の土台となります。漢字練習や言葉の意味の確認、文章を読み解く力につけるための読書など、積極的に取り組んでおきましょう。

2 家庭学習

授業だけで学習内容を身につけることはできません。宿題だけでなく、予習・復習を行うことで、授業内容の理解度は高まります。学年が進むごとに学習内容は多くなってきます。予習・復習を習慣とし、計画的に学習することで自分自身に合った勉強方法も確立してきます。どの教科も中学校段階からの積み重ねが重要となりますので、家庭学習に励んでください。また、授業内容や学習の取り組み方に不安を感じたときは、担任の先生や教科担当の先生に相談しましょう。

教育課程について

P. 17教育課程を参照してください。

1 先取り授業の実施

国語・数学・英語の主要3教科は授業数を多く設定しています。中学校段階で高校内容の先取りを行い、中高一貫教育としての基礎学力の定着を図ります。数学・英語は中高一貫教育用テキストを採用し、『体系数学』『NEW TREASURE』を使用しています。国語は中学2年生から古典（古文・漢文）に取り組みます。

2 習熟度別、少人数制授業の実施

数学（中学1年～高校1年）及び英語（中学2・3年、高校1年）の授業は、きめ細やかな学習指導を行うため、習熟度別、少人数制授業を実施しています。また英語の授業はすべて英語で行うことを目的に、「英会話」という授業を設定しています。ネイティブ講師と日本人英語教師によるチーム・ティーチング（T.T.）による少人数制授業を実施することで、実践的な英語を身につけます。

3 SH（スタディアワー）

教育課程とは別にSH（スタディアワー）という時間を週に2時間設定しています。勉強会を実施し生徒同士の学び合いの時間とするほか、試験後の補習や行事の準備、英検講座などを行っています。

4 「ICTを活用した学び」の実施

ICT教育は「能動的な学び」を実現するだけでなく、従来の授業をより豊かな発展的な学びへと変化させます。iPadは自宅にて充電し、他の教材と同様に毎日持参してください。本校制定の「タブレットの利用規定」は入学後に配付し、お知らせします。

定期試験および各種試験

日頃の学習の成果を十分に発揮するよう最善を尽くしてください。

1 試験日程について（予定）

1 学期	2 学期	3 学期
4月中旬 学力推移調査	夏休み終了後 学力推移調査	冬休み終了後 学力推移調査
5月下旬～6月上旬 中間試験	10月中旬 中間試験	2月上旬 実力テスト（3年生のみ）
7月上旬 期末試験	12月上旬 期末試験	2月下旬～3月上旬 学年末試験

※詳細な日程は、年度当初に配布する「年間行事計画一覧」でお知らせします。

2 試験を受ける際の注意点

試験は厳正に実施します。①～⑦の注意点をよく確認してください。

- ① 定期試験（中間・期末）は年間5回実施するので、欠席することなくしっかりと準備して臨む。
- ② 定期試験の他に実力試験等を実施するので、その準備を怠らない。
- ③ 20分以上遅刻した場合は、試験を受けることができない。
- ④ 試験時間内は、特別な事情がある場合を除き退出してはならない。
- ⑤ 受験中は厳正にして、誤解を受けるような行為をしてはならない。不正行為があった場合は、学則に照らして処分する。
- ⑥ 試験時間割発表の日から指示する日まで、職員室に許可なく入ってはならない。
- ⑦ 受験上の注意
 - ・机の中には何も入れない。
 - ・筆入れ、下敷きは使用しない。
 - ・試験中、他人から物を借りない。
 - ・答案用紙に落書きしない。
 - ・計算器等の使用は許可された科目のみとする。
 - ・携帯電話は朝のH Rで一時預かる。
 - ・携帯電話、通信機能つき時計、iPadは身につけてはいけない。

届け出

1 欠席・遅刻・早退

健康管理をしっかりと行い、欠席のない充実した学校生活を送りましょう。

- ① ホーム・ルームおよび授業の出席点呼に遅れたものは、すべて遅刻とする。
ただし、公共交通機関の遅延等による場合は、その証明あるものに限り遅刻としない。
- ② 欠席・遅刻・早退のときは、直ちに学級担任へ届け出る。
・欠席の場合は、学校所定の「欠席届」に保護者が記入する。

- ・忌引きの場合は、学校所定の「忌引届」に保護者が記入する。
- ③ 欠席するときは、その事由を明記し願い出る。ただし、事由により電話で願い出てもよい。
- ④ 欠席が1週間をこえて、なお引き続き欠席するときは、日数を定めて願い出る。もし事由が疾病による場合は、医師の診断書を添える。
- ⑤ 病気、負傷その他の事故のため、体育等の授業を受けることができず見学しようとするときは、その担当の先生に願い出る。ただし、1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添える。

2 各種届出

出欠席のほか、以下の場合は届出が必要になります。

- ① 部活動で授業に出席できないときは、あらかじめ部の責任者が所定の用紙で公欠願いを作成し、学校の許可を得る。
- ② 国外へ旅行をする際は、「海外旅行届」を提出する。
- ③ 生徒・保護者の転居、改姓のときは、直ちに所定の用紙で学校に届け出る。
- ④ 退学または転学の願い出の場合は、保護者が所定の用紙を学級担任に提出し、校長の許可を得る。
- ⑤ すべての届け、願いはその事由を明記し、保護者連署の上、学級担任へ提出する。

皆 勤

3年間を通じて、欠席、遅刻、早退、欠課が皆無の生徒は、中学校修了時に表彰します。

忌 引 き

親族の葬儀のための欠席は忌引きとし、出席すべき日数からその日を省き、欠席としません。

- ① 忌引きの日数は、次の通りとする。
父母7日、祖父母および兄弟姉妹3日、その他の親族1日。
- ② 忌引きの日数は、本人が訃報に接した日より起算する。
- ③ 前項の日数内に葬儀を行わない場合は、葬儀の当日もこれを認める。
- ④ 葬儀が遠隔地のため定めた日数で不足のときは、往復に要する日数を加算することができる。

※ 欠席届、忌引届、住所変更届、出席停止に関する証明書は、学級担任より受け取るほか、本校ホームページよりダウンロードし、入手することもできます。

日 課 表

年 組

日課時間	曜日 時限	月	火	水	木	金	土
8:25 ～ 8:30		朝学習	朝学習	朝学習	朝学習	朝学習	朝学習
		H R	H R	H R	H R	H R	H R
8:40 ～ 9:30	1						
9:40 ～ 10:30	2						
10:40 ～ 11:30	3						
11:30 ～ 12:15	昼夜み						H R
							清掃
12:15 ～ 13:05	4						
13:15 ～ 14:05	5						
14:15 ～ 15:05	6						
15:15 ～ 16:05	7						
16:05 ～ 16:10		H R	H R	H R	H R	H R	
16:10 ～		清掃	清掃	清掃	清掃	清掃	

3 生活指導部から

学校生活を行う上で守るべき注意事項を以下に掲載します。本校の生活規定を守り、学校内外において日大三島生のプライドをもって過ごしてください。

[1] 礼儀

明るく有意義な日常生活を送るために、礼儀を大切にし、人とのふれ合いにおいて、お互に尊敬し思いやりの心を持つ。

- (1) 先生や生徒間でもお互いに挨拶を交わし、仲の良い人間関係をつくろう。
- (2) 校内で先生や来校者に接したときは会釈し、何かを尋ねられたら、はっきりと親切に答えよう。
- (3) 校外でも礼儀を重んじ、責任ある行動をしよう。

[2] 校内生活

一人一人が楽しく学業に励むことができるよう、お互いが協力し好ましい学校生活が送れるよう努力しよう。

- (1) 始業前余裕を持って登校し、一日の学習の準備をする。
- (2) 教室では礼儀正しく、きちんとした態度で学習に取り組む。
- (3) 始業の合図で教室に入り、着席して静かに先生の来室を待つ。
- (4) 授業の始めと終わりには、号令で起立ししっかりと礼をする。
- (5) 教科書や学用品を忘れないこと。忘れたときは教科担任の先生に申し出て指示を受ける。
- (6) 教室座席は無断で変更しない。
- (7) 教室内は常に清潔を保ち、学習に良い環境をつくるよう心掛ける。
- (8) 授業時間と休憩時間のけじめをつけ、休憩時間には次の授業準備をする。
- (9) 休憩時間に必要もなく他の教室に入り出ることない。
- (10) しっかりと昼食をとり、その後は午後の授業に備える。
- (11) 登校後は特別の事情がある場合を除き、校外に出ることはできない。外出が必要な場合は、学級担任の許可を受ける。
- (12) いつでもどこでも乱暴な振る舞いや、大声をあげるなどして他人に迷惑をかけることがあってはならない。
- (13) 危険物や学業に不用・不良な物品を持ち込んではならない。
- (14) どんな時でも、いかなる事情があっても、他人のものを無断で使用してはならない。
- (15) 公共物を大切にし使用の際は必ず教職員の許可を得ること。また、責任をもって返却する。
- (16) 特別教室、体育館などの備品、器材、標本、薬品などは、先生の指導なく手をふれない。故意に損傷させた場合は、当事者に弁償せざることがある。
- (17) 火気、電気の使用は必ず先生の指導のもとで行い、その取扱いには十分注意する。
- (18) 部活動その他の理由による放課後の在校時間は、原則として平日午後6時（冬期：10月～3月は午後5時30分）、土曜日午後2時までとする。ただし、顧問など関係教職員が付き添い指導する場合は、特別に残留を認める。（要：届け出）
- (19) 購買及び食堂の利用について
○購買利用は下記の通りとする。
 - ・文具類の購入は、朝（8時10分まで）、休み時間、放課後とする。
 - ・飲食類の購入・自動販売機の利用は、原則として禁止する。購入希望のある場合は、先生に申し出ること。

[3] 校外生活

常に本校生としての品位を保ち、責任ある行動を取り、他人に迷惑をかけたり、非難されるようなことがあってはならない。

- ① 電車、バスなどの公共交通機関を利用する際は、マナーを守り他の乗客に迷惑をかけない。
- ② 学校行事などで校外活動をする際は、平常の授業と同様であることを忘れない。
- ③ 本校では、特別の事情がある場合を除いて、自転車の通学は認めない。
- ④ 下校の際は寄り道をせずまっすぐ帰宅する。本校生徒として好ましくない場所（ゲームセンター、カラオケなど）に出入りしない。また店への立ち寄りや買い物は禁止する。
- ⑤ 外出の際は服装や言葉遣いに注意し、常に行動には責任を持つこと。また、夜間外出はしない。
- ⑥ 旅行する際には、「国内・国外旅行届」を提出する。
- ⑦ アルバイトは禁止する。

[4] 登下校

〈歩行について〉

- ① 安全を第一とし、定められた通学順路にしたがってきちんと登校する。
- ② 歩道のあるところでは車道に出ることなく、対向する人に道をゆずるよう心掛ける。万一、通学途中で事故にあった場合は、すみやかに家庭および学校に連絡すること。
- ③ 横断歩道では信号を守りすみやかに渡ること。また、斜め横断や禁止区域の横断などはしない。
- ④ 道路、側溝、空き地などにごみを捨てたり、私道を通りぬけたりしない。
- ⑤ 歩道橋を利用する。
- ⑥ 週番生徒がいるときは、必ずその指示に従う。

[5] 服装

常に中学生らしさを保持し、清潔であることを心掛け、通学の服装は下記の事項を厳守すること。

〈男子制服〉

- ① 学校指定のものを着用する。ただし、6月1日から9月30日までは夏制服とするが、その前後2週間程移行期間を設ける。その際、冬制服のブレザーを脱いだ状態で通学してもよい。
- ② 冬制服は、学校指定のブレザー、スラックス、指定の黒のベルト、白色のワイシャツにネクタイを着用する。
- ③ 夏制服は半袖シャツ又はポロシャツ、スラックス、指定の黒のベルトを着用する。
- ④ 制服は正しく着用し、改造してはならない。

〈女子制服〉

- ① 学校指定のものを着用する。ただし、6月1日から9月30日までは夏制服とするが、その前後2週間程移行期間を設ける。その際、冬制服のブレザーを脱いだ状態で通学してもよい。
- ② 冬制服は、学校指定のブレザー、スカート又はスラックス、スカートと共に地のベスト、白色のブラウスにリボンを着用する。黒のタイツの着用を認める。
- ③ 夏制服は半袖ブラウス又はポロシャツ、夏スカート又はスラックスを着用する。また、夏服用ベストを着用してもよい。
- ④ 制服は正しく着用し、改造してはならない。スカート丈は膝頭にかかる程度とする。

〈鞄〉

学校指定のものを用いる。また、学校行事等で必要が認められる場合は、その都度他のものを許可する。

〈靴・靴下〉

学校指定の黒のローファータイプの靴を履くこと。靴下は市販のもので、色は男子は白（踝より長いもの）、女子は白（冬期のみ黒または紺）で華美な織り柄のないものとする。

〈ベルト〉

色は黒で学校指定のものを着用する。

〈体育着〉

すべて学校指定の体育着・シューズを使用する。

〈セーター・ベスト〉

学校指定のものを着用する。

〈コート〉

着用する場合は、学校指定のものとする。

〈マフラー・手袋〉

市販のもので、華美な色や織り柄のないものとする。

[6] 頭髪・所持品・携帯電話・その他

〈頭髪〉

男子：常に清潔にし、髪が耳や襟にかかる状態にし、技巧をこらさず中学生らしい髪型にする。

また、髪の毛を立たせたり、パーマ、ウェーブ、染色、脱色、剃り込み等の加工は一切禁止する。

女子：常に清潔にし、中学生らしい髪型にする。髪が肩にかかるようになったら結ぶ。ゴム紐は黒・紺とする。また、パーマ、ウェーブ、カール、染色、脱色等の加工は一切禁止する。

〈所持品〉

- ① 身分証明書は常に携帯すること。
- ② 所持品には必ず学校名、学年 クラス、番号、氏名を記入する。
- ③ 貴重品や高額の金銭、漫画本、ゲーム機など学校生活に直接必要のないものは持参しない。
- ④ 貴重品に関しては、責任を持って各自で管理することを原則とし、対処できない場合には、クラス担任等に預ける。また、ロッカーには必ず施錠する。

〈携帯電話〉

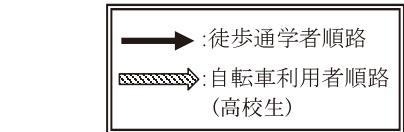
- ① 携帯電話は朝のH Rで担任に預ける。放課後等、キャンパス内では常に電源を切り、鞄の中に入れておく。
- ② 携帯電話の校内での使用は禁止するが、許可を得て職員室内での使用は許可する。なお、特に必要がないときは、学内に持ち込まないことが望ましい。
- ③ 携帯電話やインターネットなどの利用は、節度を守り、不要な長時間の使用は控え、他人を傷つけるような言葉をメールやサイトに書き込んではならない。また、個人に係わる写真や動画の送受信も厳禁する。

〈その他〉

- ① 化粧を禁止する。
- ② ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪などの装身具などの着用は禁止する。
- ③ 爪は適度に短くし清潔であること。マニキュアなどの技巧は禁止する。

三島駅利用者及び自転車利用者通学順路

(※自転車利用は高校生のみ)



✗ : 横断禁止場所
横断歩道以外での横断を禁止する。
また、通学路以外の横断歩道の利用も禁止する。

登下校は高校門と大学門を利用する。

徒歩：歩道橋を利用し、三島北中学校前の歩道を利用すること。
(下校時も同様)

歩行者用信号が点滅し始めたら、横断歩道には出ない。本校週番および交通指導員の指示に従うこと。

横断歩道以外の横断や斜め横断禁止



4 生徒会指導部から

部活動の紹介

本校では部活動を奨励しています。高校と連携している部活動も多いため、部の種類は多彩です。中体連にも加盟していますので、大会への参加も可能です。活動内容は入学後の部勧誘で紹介します。

〔学術部門、文化部門、応援部門、広報部門、同好会〕

学術部門、文化部門、応援部門、広報部門、同好会の各部活動は、それぞれの部室で活動しています。その研究・活動の成果は、学園祭である「桜陵祭」と、3学期に行われる学術・文化部門発表会で発表しています。毎日、放課後に活動している部も多く、夏休みなどの長期休暇には、校外合宿も行っています。

高校と合同で部活動を行っているため、どの部もレベルの高い活動をすることができます。

たとえば、高校の放送部・囲碁将棋部は、全国優勝や最優秀賞受賞を経験しており、全国でもトップレベルの部です。そのため、中学生も充実した活動をすることができ、さまざまな機会にその実力を発揮しています。

学術部門 ●地理・歴史 ●天文

文化部門 ●写真 ●箏曲 ●華道 ●書道 ●ダンス ●文芸 ●囲碁将棋
●茶道 ●吹奏楽 ●合唱

応援部門 ●応援

広報部門 ●放送

同好会 ●インターラクト

〔運動部門〕

運動部門には、中学のみで活動している部と、高校と合同で活動している部があります。

活動は主に放課後ですが、剣道部・硬式テニス部・バスケットボール部・柔道部・女子バレー部など、朝練習を行っている部もあります。また、夏休みなどの長期休暇には、校外合宿も行っています。

運動部門 ●陸上競技 ●水泳 ●剣道 ●卓球 ●ゴルフ

●バスケットボール(男・女) ●バレー部(男・女) ●柔道 ●硬式テニス

部活動・活動時間について

中学生は18時（冬期：10月～3月は17時30分）完全下校としています。そのため部活動もその時間に合わせ終了します。活動を延長して行う場合は、保護者の方に「中学校部活動延長承諾書」をお渡しし、承諾を得た上で19時まで、行っております。

5 保健衛生部から

保健室の利用について

1 利用時間

- ① 月～金曜日 8時30分～16時15分
- ② 土曜日 8時30分～13時15分

2 利用方法

- ① 体調が悪い時やケガをした時は、先生の指示で保健室を利用します。
- ② 保健室を利用する時は「利用者カード」に必要事項を記入します。
- ③ 保健室での休養は、原則1時間とし、内服薬は与えません。
- ④ 心身の健康相談にも利用することができます。

災害給付について

学校内等で発生した事故により医療を受けた時は、保健室で「事故報告書」に所定事項を記入し、中学校が加入している「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の手続きを行います。

学校管理下における災害の範囲は次のとおりです。

- 1 規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている時
(クラブ等の特別活動・学校行事を含む)
- 2 課外活動中
- 3 休憩時間中にある時
- 4 通常の経路及び方法により登下校している時

※市町村のこども医療助成制度を利用した場合の給付は減額されます。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

この災害共済給付制度は、学校管理下における児童、生徒等の災害について、その速やかな救済を図るとともに、災害の救済を巡る紛争・対立を防ぎ、円滑な学校教育が実施できることを目的として、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれ経費を負担し、学校の管理下において災害が発生した場合は、医療費、障害見舞金、及び死亡見舞金を給付する互助給付制度です。

災害共済給付の業務は、義務教育諸学校、中等教育学校の前期課程、高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、保育所の設置者と当センターとの間に行う災害共済給付契約に基づき、学校の設置者が当センターに対し毎年災害共済給付掛金を支払うことにより、災害共済給付が行われます。

災害共済給付とは、生徒等の災害で、負傷、疾病についてはその医療費、身体に障害が残った場合の障害見舞金、死亡した場合は死亡見舞金を支給するものです。各市町村の条例によりこども医療の補助を受けている場合は減額されます。

感染症等について

次の感染症を発症した場合は、診療を受けた医師の指示に従うとともに、速やかにクラス担任へ報告してください。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、痘そう、南米出血熱 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）
	校長から保健所へ通知します
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、風疹 水痘、咽頭結膜熱、結核・髄膜炎菌性髄膜炎、流行性耳下腺炎（おたふく風邪） 新型コロナウイルス
	主治医の指示をうけて校長が出席停止の措置を講じます。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症
	校長が校医と相談し、出席停止の措置を講ずことがあります。

※出席停止の際は、「感染症証明証」を提出してください。インフルエンザ・新型コロナウイルスは感染症経過報告書を提出してください。この用紙は担任より受け取るほか、学校HPよりダウンロードし入手することができます。

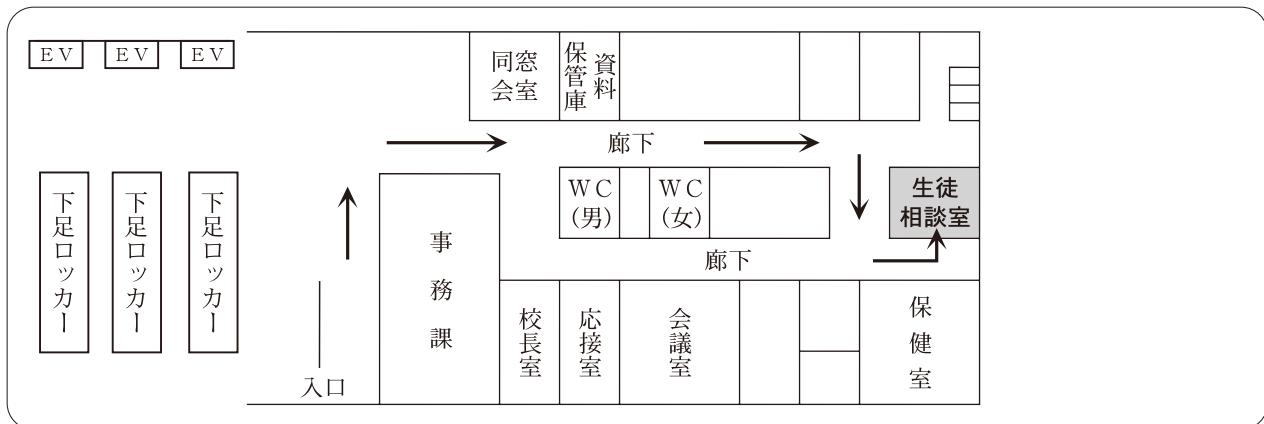
6 生徒相談室の利用について

中学校時代は悩みが多い時期です。生徒相談室は、悩みを抱えている人の話を聞き、相談を受け、少しでも悩みを軽く、気持ちを楽にしようとする所です。「話を聞いてもらいたい」・「気持ちを落ち着かせたい」などと思っている人が気軽に来室し、自由に話ができる場所です。

相談内容は、特に制限はありません。友人関係、家庭の問題、勉強、進路、クラブ活動等、専門のカウンセラーの先生が何でも相談に応じます。

なお、相談内容について秘密は固く守られます。

場 所 A棟1階



☆担当者や詳細については、入学後にお知らせします。

7 図書室の利用について

1 利用時間

- ① 月～金曜日 昼休みと放課後18時まで（冬期は17時30分まで。高校生は19時まで）
- ② 土曜日 放課後14時まで（高校生は17時まで）

2 貸出し方法

入口のカウンターで借りる資料と身分証明証を提出する。

3 注意事項

- ① 貸出しあは1回につき図書3冊・視聴覚資料1点まで、1週間借りることができます。
- ② 資料を破損・紛失した場合は、現物をもって弁償する。

8 事務課から

事務取扱時間

《月～金曜日》 8時30分～16時30分 《土曜日》 8時30分～12時30分

証明書の発行について

次の証明書等が必要な時は、職員室にある交付願に記入し、証紙を貼付して申し込んでください。

証明書の種類	提出書類	発行手数料
在学・卒業見込・卒業証明書 推薦書	・証明書交付願	100円
成績証明書		200円
調査書		300円
英文証明書		500円
身分証明書（再発行）		1,000円
通学証明書	・交通機関ごとの証明書交付願	無料
学校学生生徒旅客運賃割引証	・交付願 ・旅行許可願	無料

奨学金について

本校には、日本大学三島高等学校・中学校奨学金制度（P.32～33）があります。また、高等学校では、各地区の育英会をはじめとする各種の奨学金貸与制度があり、家庭の経済状況・本人の成績・人物を考慮して貸与されます。入学後その都度募集しますので、希望者は学級担任へ申し出てください。

その他連絡事項

- 1 戸籍に記載された氏名の漢字を確認するために、入学時に「住民票」を提出していただきます。原則的には、住民票に記載された漢字で卒業時に卒業証書を作成します。また、本校で発行する証明書はコンピュータで発行するので、印字される漢字は住民票の表記と異なる場合がありますのでご了承ください。（マイナンバーの記載された住民票は提出しないでください。）
- 3 保護者が変わったときは、「保護者変更届」、誓約書を再提出してください。
- 4 校舎・校具等は公共物なので、汚したり壊したりしないよう注意しましょう。万一、破損等した場合は、学級担任を通じて事務課に届出て、指示された処置を受けてください。破損等の状況によっては、実費弁償をしていただくことがあります。
- 5 欠席等学級担任への連絡は各職員室の直通電話にしてください。
中学校職員室 （055）-980-2401・2402・2418

日本大学三島高等学校・中学校奨学金給付規程

平成14年7月5日制定
平成14年4月1日施行
平成16年6月4日改正
平成16年4月1日施行

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、日本大学三島高等学校・中学校奨学金（以下奨学生という）給付についての必要事項を定める。

(資 金)

第2条 この規程に掲げる奨学生は、日本大学三島高等学校・中学校奨学基金から給付する。

第2章 奨 学 金

(奨学生)

第3条 この規程に基づき、奨学生を受ける者を日本大学三島高等学校・中学校奨学生（以下奨学生という）とする。

2 奨学生は、第1種奨学生、第2種奨学生及び第3種奨学生とする。

(資 格)

第4条 奨学生は、三島高等学校又は三島中学校に在学中の生徒で、次の条件を備えている者とする。

① 第1種奨学生

- (1) 学費の支弁が困難であること。
- (2) 学業成績が優秀であること。
- (3) 人物が優れていること。

② 第2種奨学生

- (1) 学費の支弁が困難であること。
- (2) 人物が優れていること。

③ 第3種奨学生

- (1) 不測の事態等により学費の支弁が困難であること。
- (2) 人物が優れていること。

2 特待生は、奨学生になることができない。

(募集・申請)

第5条 第1種及び第2種奨学生の募集は、毎年6月に行う。

2 第3種奨学生の申請は、随時受け付ける。
(申込手続)

第6条 奨学生の給付を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添付して、校長に願い出るものとする。

- ① 学費支弁者の経済状況を証する文書
(源泉徴収票、離職証明書、り災証明書等)
- ② 成績証明書
(第1学年生徒については、出身学校のもの)
- ③ クラス担任の推薦書
(選考決定)

第7条 奨学生は、奨学生選考委員会が第4条第1項各号の条件を基に選考の上、推薦した候補者について、校長が決定する。
(給付額等)

第8条 奨学生の給付額は、次のとおりとする。ただし、本大学において学費の減免又はその他地方公共団体等による奨学生その他の給付を受けている場合、その給付額を減ずることがある。

- ① 第1種奨学生 授業料1年分相当額を限度とする。
- ② 第2種奨学生 授業料1年分相当額の半額を限度とする。
- ③ 第3種奨学生 授業料1年分相当額を限度とする。

2 第1種奨学生及び第2種奨学生については、毎年7月に、第3種奨学生については、決定の都度給付する。
(給付期間)

第9条 奨学生の給付は、当該年度1か年と

する。ただし、再選考を妨げない。

(給付停止及び返還)

第10条 奨学生選考委員会が、次の各号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、校長は、奨学金の給付を停止し、又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 第4条第1項各号に該当しなくなったとき。

(給付の復活)

第11条 前条第1号の休学による給付の停止を受けた者が復学したときは、保護者及び本人からの願い出により、校長は給付を復活することができる。

第3章 選考委員会

(委員会)

第12条 奨学生候補者の選考その他諸事項を審議するため、奨学生選考委員会（以下委員会という）を置く。

(委員会の構成)

第13条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は校長が委嘱する。

- ① 校長
- ② 教頭
- ③ 教務主任
- ④ 生活指導主任
- ⑤ 生徒会指導主任
- ⑥ 進路指導主任
- ⑦ 保健衛生主任
- ⑧ 図書主任
- ⑨ 広報主任
- ⑩ 学年主任
- ⑪ 事務課長

(委員長)

第14条 委員会の委員長は、校長とする。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第15条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第16条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 その他の

(予算・決算)

第17条 奨学金は、毎年度の予算・決算に計上するものとする。

(所管)

第18条 奨学生に関する事務は、事務課が行う。

(内規等)

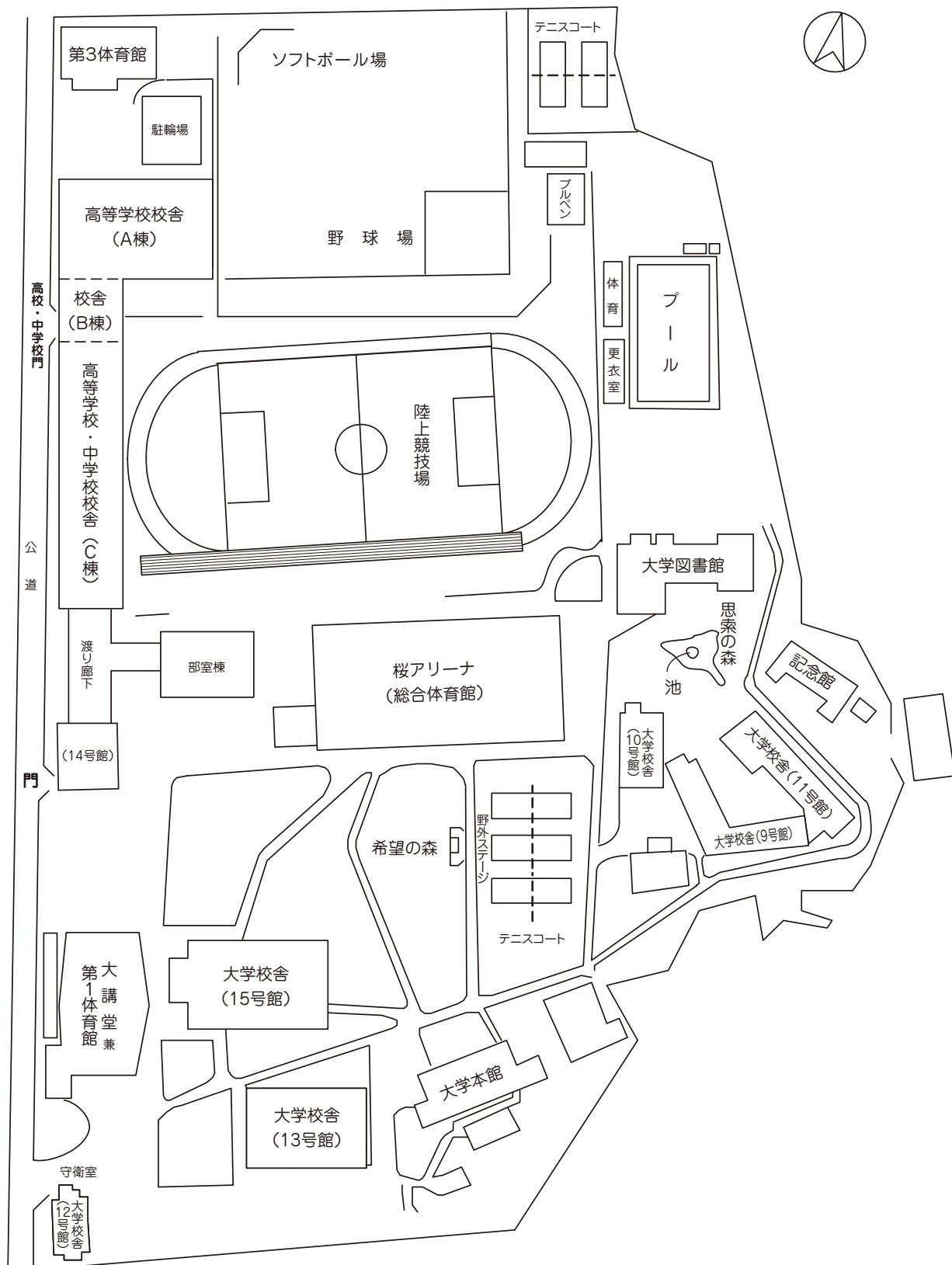
第19条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する

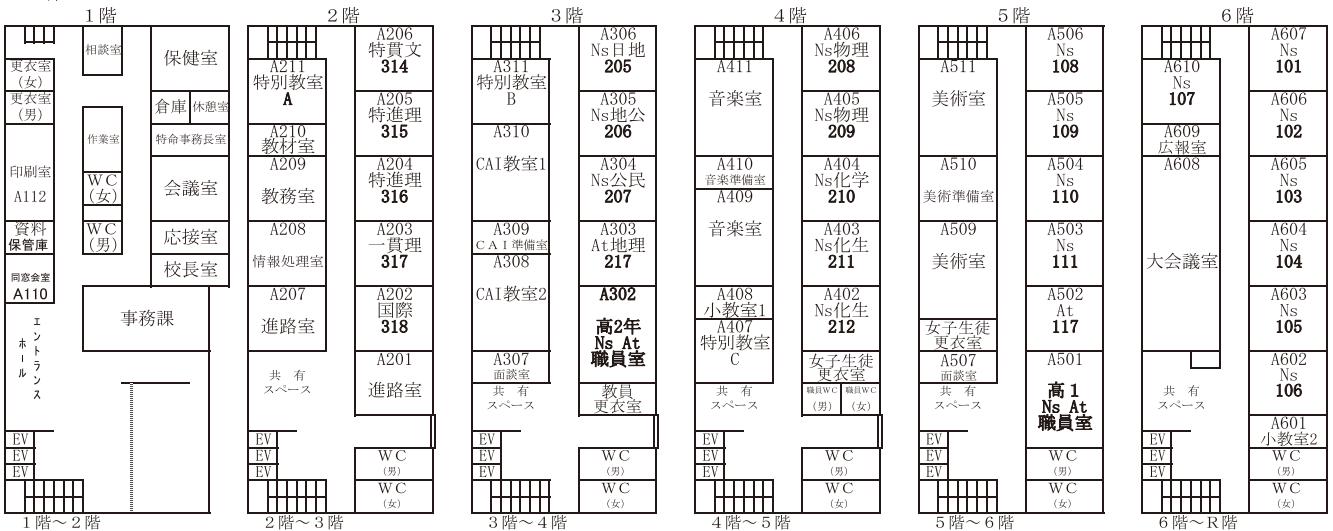
付表

校地・校舎配置図

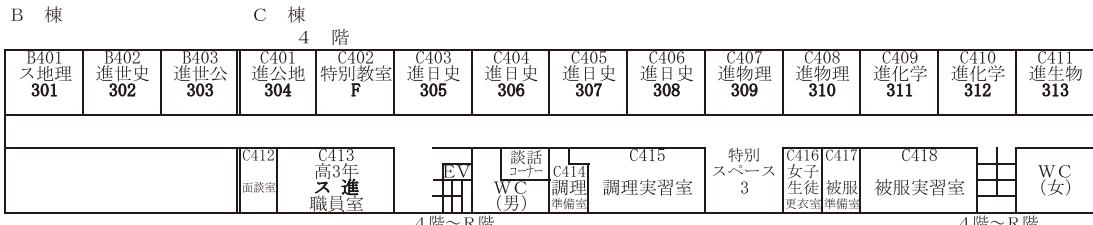


2023年度（令和5年度） 教室等配置図

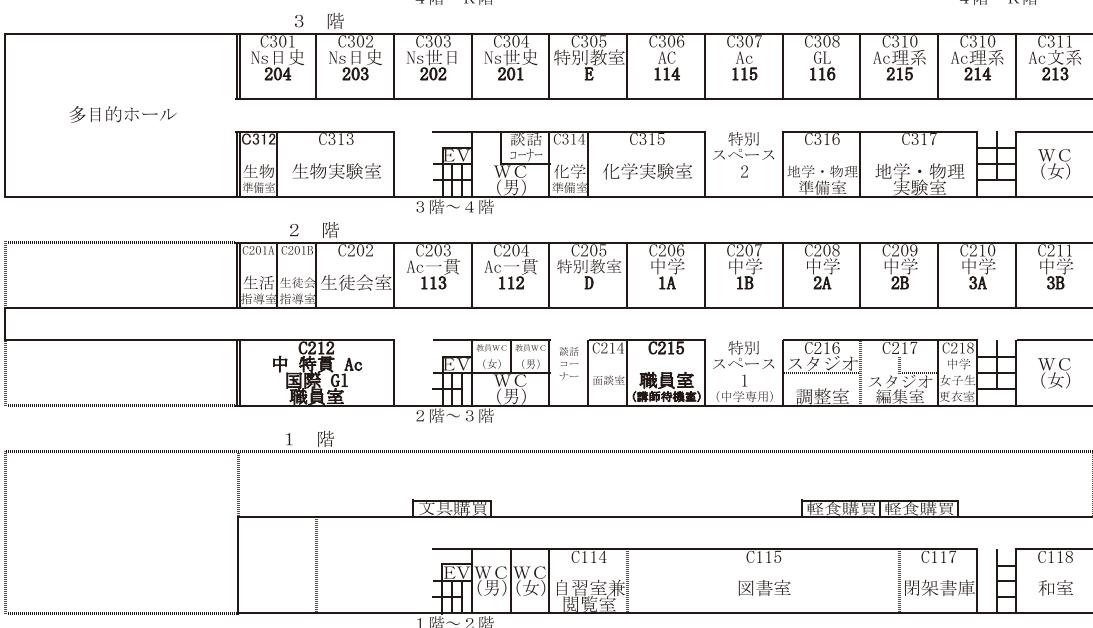
A棟



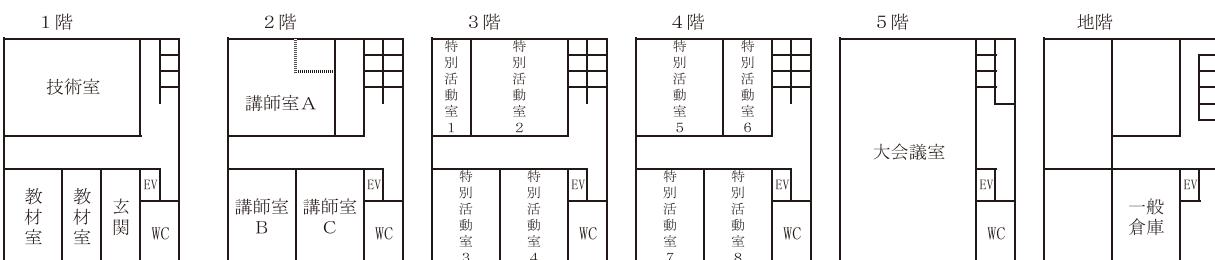
B棟



C棟



14号館



気象警報等発表時の対応について

本校における気象警報等発表時の対応は下記の通りとなります。学校の実施の有無など緊急情報としてClassi及び本校ホームページを通してご連絡いたします。必ず確認してください。

1 気象警報等発表時の対応

- ① 午前5時時点で静岡県東部地域に「大雨・暴風・洪水」のいずれかの警報が発表されている場合、午前6時までは自宅に待機してください。その上で午前6時までに登校の有無などを判断し、学校より緊急情報として連絡します。Classi及び本校ホームページを必ず確認してください。
- ② 午前5時時点で各居住地域に「大雨・暴風・洪水」のいずれかの警報が発表されている場合、無理な登校は控え、安全第一に考えた行動をお願いします。授業等が行われている場合は、保護者の方が登校できると判断した時点で登校させてください。

2 特別警報発表時の対応

- ① 午前5時時点で、静岡県東部地域において、大雨・暴風等の「特別警報」が発表されている場合、学校は臨時休校とします。
- ② 午前5時時点で、各居住地域において、大雨・暴風等の「特別警報」が発表されている場合、登校させないでください。

3 その他

- ① 学校への電話による問い合わせはしないでください。
- ② 上記1・2に関する欠席・遅刻等については、「臨時休校」または「非常変災」となります。なお、欠席・遅刻等の理由が「非常変災」となった場合は「出席停止」として扱います。

大規模地震に備えての本校の対応策の概要

本校では予想される大規模地震に備えて、防災訓練を実施しております。また災害時の安全確保を図るため、対応方法について定め指導しております。ご家庭におかれましても、災害時の連絡方法や連絡場所、避難場所について、お子様と申し合わせるとともに、地域で実施する防災訓練にも積極的に参加していただきますようお願いいたします。

なお、大規模地震発生時の対応について、及び気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の対応については、以下のとおりとします。ご家庭でもご確認ください。

1 大規模地震が発生した場合

(1) 登下校時

- ① 自宅に近い時は、直ちに身の安全をはかり、危険を避けて帰宅する。または指定された安全な場所に避難すること。
- ② 駅構内や電車・バスの車内にいる時は、駅員・運転手・車掌の指示に従い避難する。
- ③ 三島駅（下土狩駅）で下車し学校に向っている時（学校周辺や学校の近くにいた場合）は、直ちに身の安全をはかり、危険を避けて学校へ登校し、グラウンドに集合する。その後、教職員の指示で行動する。
- ④ 学校から三島駅（下土狩駅）に向っている時（学校周辺や学校の近くにいた場合）は、直ちに身の安全をはかり、危険を避けて学校に戻り、グラウンドに集合する。その後、教職員の指示で行動する。

(2) 登校後（授業中など学校にいる時など）

- ① 訓練に従い、直ちに身の安全をはかる。その後は教職員の指示で行動する。
※状況によっては、救援活動に参加する場合がありますので、ご承知ください。
- ② 帰宅できる状態になるまで学校で保護する。

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

(1) 在宅時　自宅待機とする。学校より指示が出るまでは登校してはいけない。

(2) 登下校時

- ① 自宅から最寄り駅または学校に向う途中で自宅に近い時は、直ちに帰宅すること。
- ② 駅構内や電車・バスの車内にいる時は、駅員・運転手・車掌の指示に従うこと。
- ③ 三島駅（下土狩駅）で下車し学校に向っている時（学校周辺や学校の近くにいた場合）は、学校に登校し、教職員の指示を受ける。
- ④ 学校から三島駅（下土狩駅）に向っている時（学校周辺や学校の近くにいた場合）は、学校に戻り、教職員の指示を受ける。

(3) 登校後（授業中など学校にいる時など）

- ① 教職員の指示に従い、行動する。なお、状況をみて判断しますが、原則、帰宅させることになります。
- ② 帰宅が困難な生徒は、帰宅できる状態になるまで学校で保護する。

3 その他

1及び2の状況となった場合、混乱を避けるため、保護者から学校への問い合わせはしないようにお願いします。日ごろより災害時の連絡方法などをお子様と話し合っていただきますようお願い申し上げます。

（災害用伝言ダイヤル171・ケータイ災害伝言板・携帯電話メールを活用してください。）

なお、学校の情報はClassi・ポータルサイト及び本校ホームページにて随時、ご連絡いたします。

個人情報保護基本方針

日本大学三島高等学校・中学校

日本大学三島高等学校・中学校における個人情報の取扱いについて

日本大学三島高等学校・中学校は、「個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令、「日本大学個人情報取扱規定」及び「日本大学における個人情報の取扱いに関するガイドライン」に従い、個人情報の保護を図るとともに、本校の教育等の円滑な管理運営を行うよう努めます。

1 個人情報の取得等

本校は、教育等の諸業務を遂行するため、利用目的をできる限り特定して、個人情報を公正かつ適正に取得し、以下の特定した利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報を利用します。

なお、法律で定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得しません。

〈利用目的〉

- 1 学籍管理、履修管理、成績管理、学費情報管理等、生徒の学修支援業務
- 2 生徒相談、奨学金管理、保健衛生管理等、生徒の生活支援業務
- 3 進路指導、就職活動、進路就職情報管理等、生徒の進路就職支援業務
- 4 保護者への成績表、学費納入通知等、保護者との履修、成績、進路、学費相談業務
- 5 学校案内等送付業務、入学願書処理業務、入学試験合否判定業務及び入学手続き管理業務等、入学試験関連業務
- 6 本校が行う広報活動に係る新聞、広報誌、映像等の作成及び送付業務
- 7 本校の施設利用手続き等、施設利用管理、保管管理業務
- 8 各種証明書発行業務
- 9 人事管理、労務管理業務
- 10 奨学事業実施団体、生徒の保護者で組織する団体、卒業（修了）生等で組織する団体等、本校が認めた団体への通知等関連業務
- 11 各種調査、認証評価等、国、行政及びその他団体等からの調査業務
- 12 学術研究の改善・推進等に関する業務、知的財産・产学連携に関する業務
- 13 その他、本校の管理、運営に関する必要な業務

2 個人データの第三者への提供及び共同利用

本校は、あらかじめ本人の同意を得た場合又は法律で定められている場合を除き、上記利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないこととし、利用目的に制限を設けており、あらかじめ本人の同意を得ることなく、上記利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人データを第三者に提供しません（法律で定められている場合、委託先及び共同利用者を除きます）。第三者に個人データを提供する際には、本同意書の提出をもって上記利用目的の達成に必要な範囲内の第

三者提供に同意したものとし、本学が定める承認手続きを経て、その記録を作成し、情報の異動履歴を明確にします。

なお、本校との共同利用範囲の関係機関は、日本大学校友会となります。

3 外部委託

本校は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部委託することがあります。その際は、本学が講じる安全管理と同等の措置が委託先において講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとします。

4 安全管理

本校は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

また、本校は、個人情報を取り扱う教職員に対し、個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な監督を行います。

5 保有個人データの開示等

本校は、保有個人データについて、開示、訂正、利用停止等を求める請求が本人からあった場合には、本校が定める苦情等の受付窓口において、法律に基づき適切に対応します。

※ 個人情報の取扱いについては、以下までお問合せください。

日本大学三島高等学校・中学校事務課

住 所：三島市文教町 2-31-145

電 話：055-988-3500

メールアドレス：mishima-hs.jimuka@nihon-u.ac.jp

令和 6 年 月 日

日本大学三島高等学校・中学校個人情報取扱統括責任者 殿

年 組 番

本人氏名（本人直筆）

保護者氏名（保護者直筆）

印

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、「日本大学三島高等学校・中学校における個人情報の取扱いについて」(P.38～P.39) を確認し、以下の項目が要配慮個人情報であることを認識した上で、日本大学三島高等学校・中学校が定める個人情報の取扱いについて同意します。

要配慮個人情報

①「保健調査票」の既往歴及び現病歴

以上

令和 6 年 月 日

教育委員会様

日本大学三島中学校長

義務教育就学承諾書

下記の者学校教育法施行令第9条第1項により義務教育就学を承諾いたします。

記

現 住 所

保 護 者 氏 名

(印)

就 学 者 氏 名

就学者生年月日 平成 年 月 日

就 学 学 年 中学校1年

富士急行バス利用者記入見本

JR・岳南鉄道・箱根登山鉄道・静岡鉄道・伊豆箱根鉄道(駿豆線・大雄山線)・伊豆急行・山梨交通利用者記入見本

定期乗車券発行申込書

定期乗車券の種類 (○で記入)	一般 通勤・シルバー・その他		
学生	(通学) 通学ウィークデー ⇔ 片道・日割		
乗車区間	日大前から深良支店入口まで		経由
通用開始日及び通用期間	令和6年4月1日から③4、6ヵ月、1ヵ年 日割通学定期の方のみ記入 ⇒ 年月日まで		
(ふりがな)	かきたがわ さくら		
氏名及び年令	柿田川 さくら (12才) 男・♀		
住所	裾野市〇〇×××× TEL (×××) XXX-XXXX		
通勤先又は学校名	日本大学三島中学校 学校 証明印		
<small>(注) ●シルバー定期券の適用者は70才以上の方で購入時には年齢を証明できる公的証書(健康保険証等)が必要になります。 ●通学定期券を継続してご購入の場合は旧券をご提出いただければ学校長の証明印は不要です。ただし学年が変わった場合は学校長の証明印を受けて下さい。 <small>※下欄には記入しないで下さい。</small> </small>			
発行営業所	乗車券番号	運賃	

富士急シティバス株式会社

東海自動車(バス)利用者記入見本

定期乗車券発行申込書

(原簿)	身分証明書の番号	受験番号を記入してください
定期乗車券の種類	通勤・通学	
乗車区間	三島 ⇔ 長沢 (経由)	
通用開始日及び通用期間	令和6年4月1日から 3箇月	
(フリガナ)	カキタガワ サクラ	
購入者の氏名	柿田川 さくら	男
年令及び性別	(12才)	
購入者の住所及び世帯主名	駿東郡清水町〇〇〇 TEL 000-0000	
通勤先又は通学先名	日本大学三島中学校	
通学者の部科及び学年	部 普通科 1学年(年次)	
ご注意		
1. 備考欄が記入し、又は該当のものを○で印込んで下さい。 2. この申込書で購入する場合は4月以後1度のみで通学の場合は学校長証印が必要です。以後購入の場合は旧券を提出いただければ発行致します。(もし一部のものを除く) 3. 以降引続きお求めの場合は、通用期限の14日前(前々週の曜日)より発行致しますから、切れない内に更新して下さい。 4. 通用期間が切れた定期券は必ずお返し下さい。 5. 未印欄は記入しないで下さい。		
発行年月日	平成 年 月 日	発行年月日
記号	※	※
番号	月券No. ()	運賃
円		

東海自動車株式会社 (自動車部運輸課) 保存期間2箇年

通学証明書交付願

学校種別 又は指定番号	中学校	区分
使用者の氏名・年齢	柿田川 さくら (12歳)	
使用者の住所	富士宮市〇〇〇□□□-□□	
通学区間	富士宮駅 一条駅間 経由	
科及び学年	1学年 組番	
身分証明書の番号	受験番号を記入してください	
通学定期乗車券の通用期間	3箇月	
通学定期乗車券の使用開始日	年 4月 1日から	
卒業予定年月日	年 月 日まで	

年 月 日 発行

切り取らないでください。

通学証明書

学校種別 又は指定番号	中学校	区分
使用者の氏名・年齢	柿田川 さくら (12歳)	
使用者の住所	富士宮市〇〇〇□□□-□□	
通学区間	富士宮駅 一条駅間 経由	
科及び学年	1学年 組番	
身分証明書の番号	受験番号を記入してください	
通学定期乗車券の通用期間	3箇月	
通学定期乗車券の使用開始日	年 4月 1日から	
卒業予定年月日	年 月 日まで	

年 月 日 発行

学校所在地 静岡県三島市文教町2丁目31番145号

学校名 日本大学三島中学校

学校代表者氏名 校長

代表者
職印

(注意)

- この証明書の有効期間は、発行の日から1か月間です。
- この証明書は、発行日以外はすべて使用者が記入。
- この証明書に記入した事項を訂正した場合は、代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には記入しないで下さい。

年	月	日まで		
種別	常・準・補	番号	旅客運賃	円
記事				

年 月 日 駅発行

定期乗車券発行申込書

定期乗車券 の種類 (○で記入)	一般	通勤・シルバー・その他		
	学生	通学・通学ウィークデー ⇔ 片道・日割		
乗車区間		から	まで	経由
通用開始日 及び 通用期間	年 月 日 から 1、3、4、6ヶ月、1カ年 日割通学定期の方のみ記入 ➡ 年 月 日まで			
(ふりがな) 氏名及び年令				
住 所	TEL () -			
通勤先又は 学 校 名	日本大学三島中学校			学 校 証明印
<small>(注) ●シルバー定期券の適用者は70才以上の方で購入時には年齢を証明できる公的証書(健康保険証等)が必要になります。</small> <small>●通学定期券を継続してご購入の場合は旧券をご提出いただければ学校長の証明印は不要です。ただし学年が変わった場合は学校長の証明印を受けて下さい。</small> <small>※下欄には記入しないで下さい。</small>				
発行営業所	乗車券番号	運賃		

富士急シティバス株式会社

※黒のペン又はボールペンで記入してください。

通 学 証 明 書 交 付 願

② J R

岳南鉄道
箱根登山鉄道
静岡鉄道
伊豆箱根鉄道
(駿豆線・大雄山線)
小田急小田原線
伊豆急行線
山梨交通
東海バス

学校種別 又は指定番号	中学校		区分	
使用者の氏名・年齢	(歳)			
使用者の住所				
通学区間	駅	駅間	経由	
科及び学年	学年 組 番			
身分証明書の番号				
通学定期乗車券の通用期間	箇月			
通学定期乗車券の使用開始日	年月日から			
卒業予定年月日	年月日まで			

年 月 日 発行

切り取らないでください。

定期乗車券を購入する場合
通学証明書が必要となります。
購入する際は必ず持参して
ください。

※黒のペン又はボールペンで
記入して下さい。

通 学 証 明 書

学校種別 又は指定番号	中学校		区分	
使用者の氏名・年齢	(歳)			
使用者の住所				
通学区間	駅	駅間	経由	
科及び学年	学年 組 番			
身分証明書の番号				
通学定期乗車券の通用期間	箇月			
通学定期乗車券の使用開始日	年月日から			
卒業予定年月日	年月日まで			

年 月 日 発行

学校所在地 静岡県三島市文教町2丁目31番145号

学校名 日本大学三島中学校

学校代表者氏名 校長

代表者
職印

(注意)

- 1 この証明書の有効期間は、発行の日から1か月間です。
- 2 この証明書は、発行日以外はすべて使用者が記入。
- 3 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には記入しないでください。

年	月	日まで			
種別	常・準・補	番号		旅客運賃	円
記事					

年 月 日 駅 発 行

通 学 証 明 書 交 付 願

(3) JR

岳南鉄道
箱根登山鉄道
静岡鉄道
伊豆箱根鉄道
(駿豆線・大雄山線)
小田急小田原線
伊豆急行線
山梨交通
東海バス

学校種別 又は指定番号	中学校		区分	
使用者の氏名・年齢	(歳)			
使用者の住所				
通学区間	駅	駅間	経由	
科及び学年	学年 組 番			
身分証明書の番号				
通学定期乗車券の通用期間	箇月			
通学定期乗車券の使用開始日	年月日から			
卒業予定年月日	年月日まで			

年 月 日 発行

切り取らないでください。

定期乗車券を購入する場合
通学証明書が必要となります。
購入する際は必ず持参して
ください。

※黒のペン又はボールペンで
記入して下さい。

通 学 証 明 書

学校種別 又は指定番号	中学校		区分	
使用者の氏名・年齢	(歳)			
使用者の住所				
通学区間	駅	駅間	経由	
科及び学年	学年 組 番			
身分証明書の番号				
通学定期乗車券の通用期間	箇月			
通学定期乗車券の使用開始日	年月日から			
卒業予定年月日	年月日まで			

年 月 日 発行

学校所在地 静岡県三島市文教町2丁目31番145号

学校名 日本大学三島中学校

学校代表者氏名 校長

代表者
職印

(注意)

- 1 この証明書の有効期間は、発行の日から1か月間です。
- 2 この証明書は、発行日以外はすべて使用者が記入。
- 3 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には記入しないでください。

	年	月	日まで
種別	常・準・補	番号	旅客運賃
記事			

年 月 日 駅 発 行

秘密

保健調査票

日本大学三島中学校

この保健調査票は、お子様が健康で安全な学校生活を送ることができるように、学校側が身体面の配慮や健康状態を把握し、健康診断をより効果的に行ったり、健康管理や保健指導等にも活用したりする大切な調査です。3年間使いますので、正確に御記入をお願いします。

新入生：表面と、裏面の学年の欄に記入してください。

2・3年生：裏面の該当学年欄に記入してください。また、表面の新学年組番号を記入し、前年度記載で変更点がある場合は、二重線で消して更新してください。

氏名	ふりがな		男	学年	1	2	3	
			組					
			女	番号				
生年月日	平成 年 月 日	保護者名	続柄()					
緊急連絡先	氏名() 電話番号()							
今までにかかった感染症 (該当する項目に○をつける)		麻疹(はしか)・風疹(三日ばしか)・水痘(みずぼうそう) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・その他の感染症()						
予防接種 (接種済の項目に○をつける)		BCG接種(年 月 日)						
		MR(麻疹・風疹混合)：1回目(年 月 日) 2回目(年 月 日) →抗体価検査実施(した・しない)						
		ポリオ・3種混合・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 日本脳炎・水痘(みずぼうそう)・その他()						
		既往症・現病歴	該当する疾患について御記入ください。 (管理指導表がある場合は、有に○。その後管理不要になった場合はその時の年齢記入)					
			疾病名	発症年齢	現在の様子			管理指導表
心臓疾患・不整脈	才					有 「不要」になつた年齢		
てんかん	才					才		
腎臓疾患	才					才		
肝臓疾患	才					才		
その他 ()	才				才			

*裏面も御記入ください。

2019改訂

氏名	学年	1	2	3
	組			
	番号			

現在の健康状態について

(未記入の場合は異常なし)		1年	2年	3年
内 科	現在通院している病名、医療機関名、運動制限等を記入			
	食物アレルギー(原因食物を記入)			
	喘息 ※前年度または現在、通院・治療している場合のみ			
	薬アレルギー(薬品名を記入)			
「管理指導表」を希望する場合には○を記入。 *学校での対応が必要な場合は、用紙をお渡しいたします。医師に「管理指導表」の記入をいただき、学校へ提出してください。	食物アレルギー			
	喘息			
	アナフィラキシー			
外 科	現在治療している怪我(ケガ)名、現在通院している医療機関名、運動制限等を記入			

お子様の体や心の健康について、心配なこと、伝えておきたいことがありましたら、御記入ください。

学 年	1年	
	2年	
	3年	

令和 6 年 4 月 日

保 護 者 様

日本大学三島中学校長
渡邊 武一郎

脊柱 及び 四肢の状態についての問診票

年 組 番 氏名 _____

脊柱は身体を形成する骨格の中で、骨幹を形成しています。子どもの脊柱は柔軟性に富み、形態も絶えず変化しながら発達しています。

成長発達の過程にある子どもの脊柱・胸郭・四肢・骨・関節の疾病及び異常を早期に発見することにより、心身の成長・発達と生涯にわたる健康づくりにつながっていくと考えられます。この調査は内科検診で脊柱や四肢の状態を見る上で必要な調査ですので、御協力をお願いいたします。

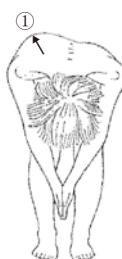
1 下図の検査例を参考に9つのポイントをチェックし、あてはまるものに○をつけてください。

	症 状 (あらわれ)	なし	あり	
①	前屈した時、背面の高さが違う			
②	直立した時、脇線の左右が違う			
③	直立した時、肩の高さが左右違う			
④	直立した時、肩甲骨の高さの位置が左右違う			
⑤	腰を曲げたり、反らしたりすると痛みがある			
⑥	片足立ちが5秒以上できない			
⑦	しゃがみこみができない			→ 痛み なし あり (痛むところ)
⑧	腕、脚を動かすと痛みがある			→ 痛むところ ()
⑨	腕、脚に動きの悪いところがある			→ 動きの悪いところ ()

提出期日
第2回オリエンテーション

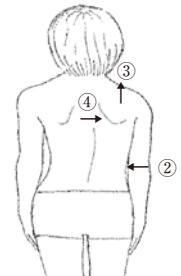
① 前屈検査

被験者は、両方の手のひらを合わせ、肩の力を抜いて両腕を自然に前にたらし、膝を伸ばしたまま、ゆっくりとおじぎをする。被験者は上半身裸で、検者はいすに腰掛け、被験者の正面あるいは背面に位置して検査を行う。

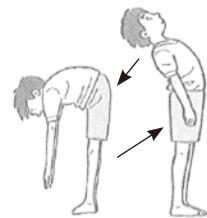


②③④ 立位検査

被験者は、まっすぐに立った気を付けの姿勢をとる。
検者は被験者の背面から検査を行う。



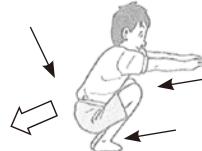
⑤ 屈曲時の痛み
伸展時の痛み



⑥ 片足立ち
(ふらつきや体の傾きをチェック)



⑦ しゃがみこみ
(ふらつく。後ろに転ぶ。
しゃがむと痛みがあるか)



⑧⑨ 腕、脚の動き
(両腕を伸ばすと片方だけまっすぐ伸びないなど)



2 上記の症状（脊柱側わん症など）で治療中または、経過観察中の人は記入してください。

病名 ()	治療中・経過観察中 (どちらかに○を)
いつから (年 月頃)	最後の受診 (年 月頃)

【 医師記入欄 】

異常なし	経過観察 ・脊柱側弯症 ・四肢の状態 []	要受診 ・脊柱側弯症の疑い ・四肢の状態 []

結核問診票

子どもたちが楽しく意義ある学校生活を送るには、健康に気をつけなくてはなりません。結核についての健康管理は大切であり、学校においては定期健康診断の中で実施していきます。この問診調査は結核に関する健康診断が正しく行われるために是非必要ですので、保護者の方々の正確なご記入をお願いします。なお、この問診調査は定期健康診断の結核に関する健康診断以外には使用されません。

日本大学三島中学校長
渡邊 武一郎

記入上の注意：各質問の該当する箇所に ○ を記入してください。

記入日 2024年 ____ 月 ____ 日

日本大学三島中学校 ____ 年 ____ 組 ____ 番 氏名 _____

調査内容		どちらかに○をつけてください。	
質問1	このお子様が、今までに結核性の病気（例.肺浸潤、胸膜炎または、ろくまく炎、頸部リンパ腺結核）にかかったことがありますか？	はい 年 月頃	いいえ
質問2	このお子様が、今までに結核に感染をを受けたとして予防のお薬を飲んだことがありますか？	はい 年 月頃	いいえ
質問3	このお子様が、生まれてから家族や同居人で結核にかかった人がいますか？	はい 年 月頃	いいえ
質問4	このお子様が、過去3年以内に通算して半年以上、外国に住んでいたことがありますか？ 補問 ※質問4ではいと答えた方へ 4-1 それはどこの国ですか？ () 4-2 帰国後、学校の検診で異常がありましたか？	はい 年 月頃	いいえ
質問5	このお子様は、この2週間以上「せき」や「たん」が続いていますか？ 補問 ※質問5で「はい」と答えた方へ 5-1 このお子様は、その「せき」や「たん」で医療機関において、治療や検査を受けていますか？ 5-2 このお子様は、ぜんそく、ぜんそく性気管支炎などといわれていますか？	はい	いいえ
質問6	このお子様は、今までBCGの接種（スタンプ式の予防接種）をうけたことがありますか？ 補問 ※質問6で「いいえ」と答えた方へ 6-1 それはどうしてですか？（いずれかを○でかこむ）	はい	いいえ ツベルクリン反応検査が陽性だったため その他の理由で

令和6年2月

保護者様

日本大学三島中学校
校長 渡邊武一郎

色覚検査の実施について

平素は本校の学校教育活動に御理解を頂きましてありがとうございます。

眼科の色覚検査については、色覚異常と診断されても大半は学校生活に支障がないという認識から、平成15年から定期健康診断の項目から削除され、一律に実施されることになりました。先天性異常は男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合にみられるといわれています。状況によっては色を見誤って周囲から誤解を受けることや、将来の職業・進路選択をする際には資格取得や職業の制限があり、自分自身の色に対する特性を知っていることが望されます。

本校では学校医と相談した結果、色覚異常の生徒に配慮した指導ができるよう、色覚検査を行うことにしました。

保護者の同意を得たうえで、検査時にはプライバシーを守る配慮をいたします。

尚、学校での色覚検査については保護者あてにお知らせしますが、外部への通知は一切ありません。

以上をご確認いただき、「色覚検査に関する同意書」に必要事項を記入の上、4月6日（土）までに担任にご提出ください。

色覚検査に関する同意書

令和6年 月 日

学校長様

色覚検査の実施に 同意します 同意しません

※「同意します」「同意しません」のいずれかを○で囲んでください。

____年____組____番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

入 部 申 込 書

〈中学校〉

年 組 番	氏 名	性別	男・女
住 所			
保 護 者 名			
連絡先（携帯電話番号）	(本人)	(保護者)	
自宅からの最寄り駅	線 駅		
通 学 時 間	(徒歩・バス・電車)	時間	分
出身 小 学 校	小学校		
活 動 歴			
学術・文化・運動・広報・同好会	部名	部	

入部を希望する部に提出してください。

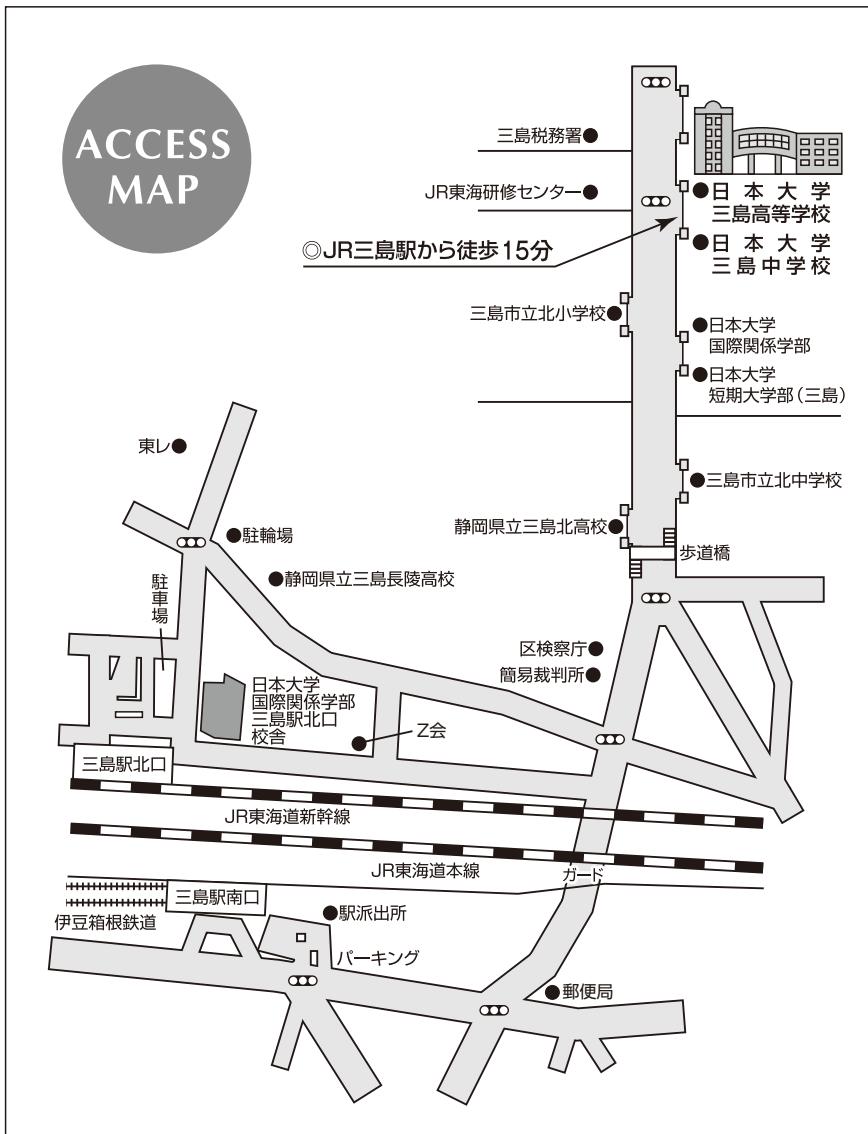
入 部 申 込 書

〈中学校〉

年 組 番	氏 名	性別	男・女
住 所			
保 譲 者 名			
連絡先（携帯電話番号）	(本人)	(保護者)	
自宅からの最寄り駅	線 駅		
通 学 時 間	(徒歩・バス・電車)	時間	分
出身 小 学 校	小学校		
活 動 歴			
学術・文化・運動・広報・同好会	部名	部	

入部を希望する部に提出してください。

ACCESS MAP



この「入学の手引き」には、入学手続きの手順や新入生・保護者の方が準備すべき事項、新年度の日程等が記載されています。

新入生オリエンテーションおよび入学式では、「入学の手引き」に記載された内容について説明いたしますので、**当日は必ず持参してください。**

また、中学校生活を送る上で必要な事項が記載されていますので、本校を卒業するまでは**必ず保管してください。**

なお、新入生だけでなく保護者の方々も**ご一読いただきますようお願いします。**

クラス		氏名	
-----	--	----	--